

(2) 水質汚濁に係る環境基準 (S46.12.28環境庁告示第59号)

1) 人の健康の保護に関する環境基準

(表Ⅷ-1)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒(ヒ)素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン
基準値	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.02mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.02mg/l以下
項目	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン
基準値	0.002mg/l以下	0.004mg/l以下	0.1mg/l以下	0.04mg/l以下	1mg/l以下	0.006mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.002mg/l以下
項目	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1, 4-ジオキサン
基準値	0.006mg/l以下	0.003mg/l以下	0.02mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	10mg/l以下	0.8mg/l以下	1mg/l以下	0.05mg/l以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。「生活環境の保全に関する環境基準」において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、定められた方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数を乗じたものの和とする。

2) 生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目)

ア) 河川 (湖沼を除く)

a

(表Ⅷ-2)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	1,000CFU/100ml以下
C	水産3級、工業用水1級、及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値のデータ値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる)。
- 3 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる)。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位)/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する(湖沼、海域もこれに準ずる)。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

b

(表Ⅷ-3)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.05mg/l以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.04mg/l以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

(表Ⅷ-4)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml以下
A	水道2・3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
 - 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
 - 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。
- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(表Ⅷ-5)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く）、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。
(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(表Ⅷ-6)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.05mg/l以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.04mg/l以下

(表Ⅷ-7)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/l 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/l 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/l 以上

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。

ウ) 海域

a

(表Ⅷ-8)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	—	—

備考

1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

b

(表Ⅷ-9)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

(表Ⅷ-10)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホ ン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.02mg/l以下	0.001mg/l以下	0.01mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下	0.0007mg/l以下	0.006mg/l以下

d

(表Ⅷ-11)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/l 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/l 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/l 以上

備考

1 基準値は、日間平均値とする。

(3) 水質汚濁防止法による排水規制

水質汚濁防止法では、人の健康や生活環境に被害を生ずる恐れのある物質等、一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設を「特定施設」として指定し、この施設を有する工場事業場から公共用水域に排出される水について全国一律の排水基準を定め、規制を行っている。

しかし、一律排水基準では水質汚濁防止上不充分と考えられる水域については、条例でより厳しい排水基準を設定している場合もある。(県内の例：瀬戸内海水域、大牟田水域、博多湾水域、遠賀川・筑後川・矢部川水域、筑前海水域)

この法律は、公共用水域における水質保全の法規制であるが、下水道との関連においていえば、以下のことが重要である。

- 1) 終末処理場が設置されている公共下水道及び流域下水道(その流域下水道に接続する公共下水道を含む)は、公共用水域から除外されていること。(注)
- 2) 下水道終末処理施設は、特定施設とされていること。

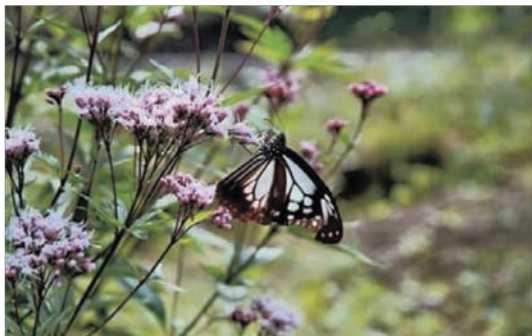
(注) ただし、下水道処理区域内にある工場事業場等で、公共下水道を使用する場合は、下水道法によりその排水に対して規制を受けることになる。(下水排除基準)



遠賀町 サケ放流会



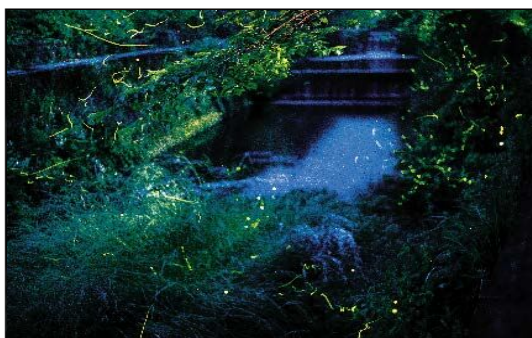
柳川市 ベンチョコ



荻田町 アサギマダラ



福津市 子ガメ つやざき



北九州市 小倉南区井手浦川周辺・水辺のホテル



岡垣町 波津海岸 うみがめの孵化

表Ⅷ-12 公共用水域に排出される水質の排水基準（全国一律基準）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量1リットルにつき100ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下（海域に排出されるもの5.0以上9.0以下）
生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（飲油類含有量）（単位 1リットルにつきミリグラム）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位 1リットルにつきミリグラム）	30
フェノール類含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	5
銅含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	3
亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	2
溶解性鉄含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	10
溶解性マンガン含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	10
クロム含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	2
大腸菌数（単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均800
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	120（日間平均60）
燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	16（日間平均8）

（備考）

- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

(4)下水道法による放流水の水質基準及び下水排除基準

下水道が公共用水域の水質保全に資するためには、下水道から河川その他の公共用水域へ放流される水の水質管理を適正に行う必要がある。このため、下水道法では、公共下水道及び流域下水道から、河川その他公共用水域に放流される水の水質の基準を定めている。

また、カドミウム、シアン等の物質を含む下水はそもそも終末処理場で処理することが困難であり、BOD、SS等の項目についても、汚濁の程度の著しい下水は終末処理場で処理することは困難である。したがって、下水道からの放流水の水質を基準に適合させるためには、このような下水は工場等個々の発生源で事前に処理した上で、下水道に排除させることが必要である。このほか管渠を腐食する恐れのある下水等、下水道の施設の機能を妨げたり、施設を損傷したりする恐れのある下水についても、個々の発生源での事前処理を徹底することが必要である。このため、下水道法及び市町村の下水道条例により、下水道へ排除するための水質基準が定められており、この基準に満たない下水(水洗便所から排除される汚水は除く)を排除するものには除害施設の設置等が義務づけられている。

表Ⅷ－13 放流水質の技術上の基準（下水道法第8条関係）
施行令第6条第1項

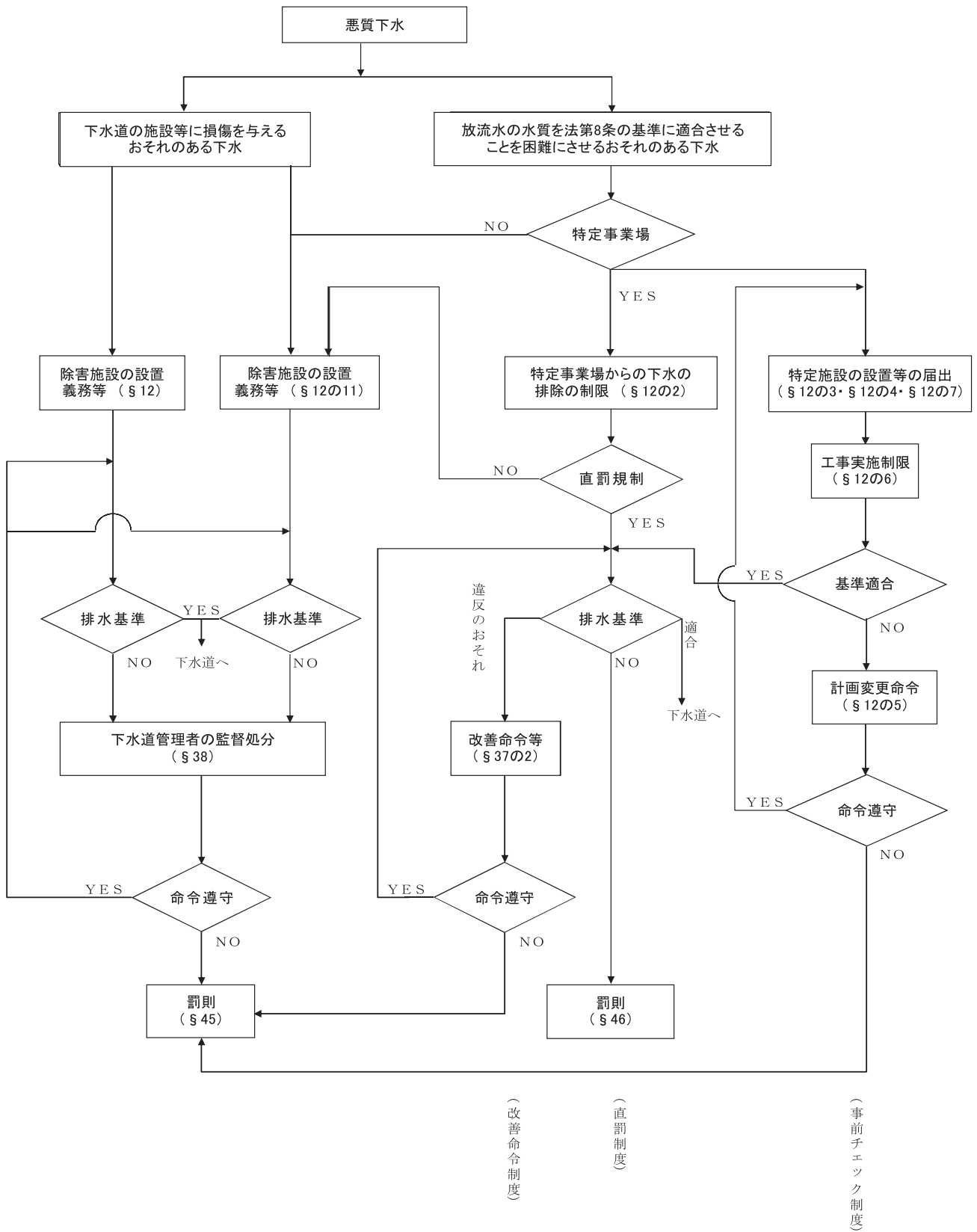
水素イオン濃度 (pH)	大腸菌数 (CFU/ml)	浮遊物質 (mg/L)	生物化学的酸素要求量 窒素含有量 リン含有量
5.8以上8.6以下	800以下	40以下	計画放流水質に適合する数値

表Ⅷ－14 計画放流水質（下水道法第7条関係）
施行規則第4条の2

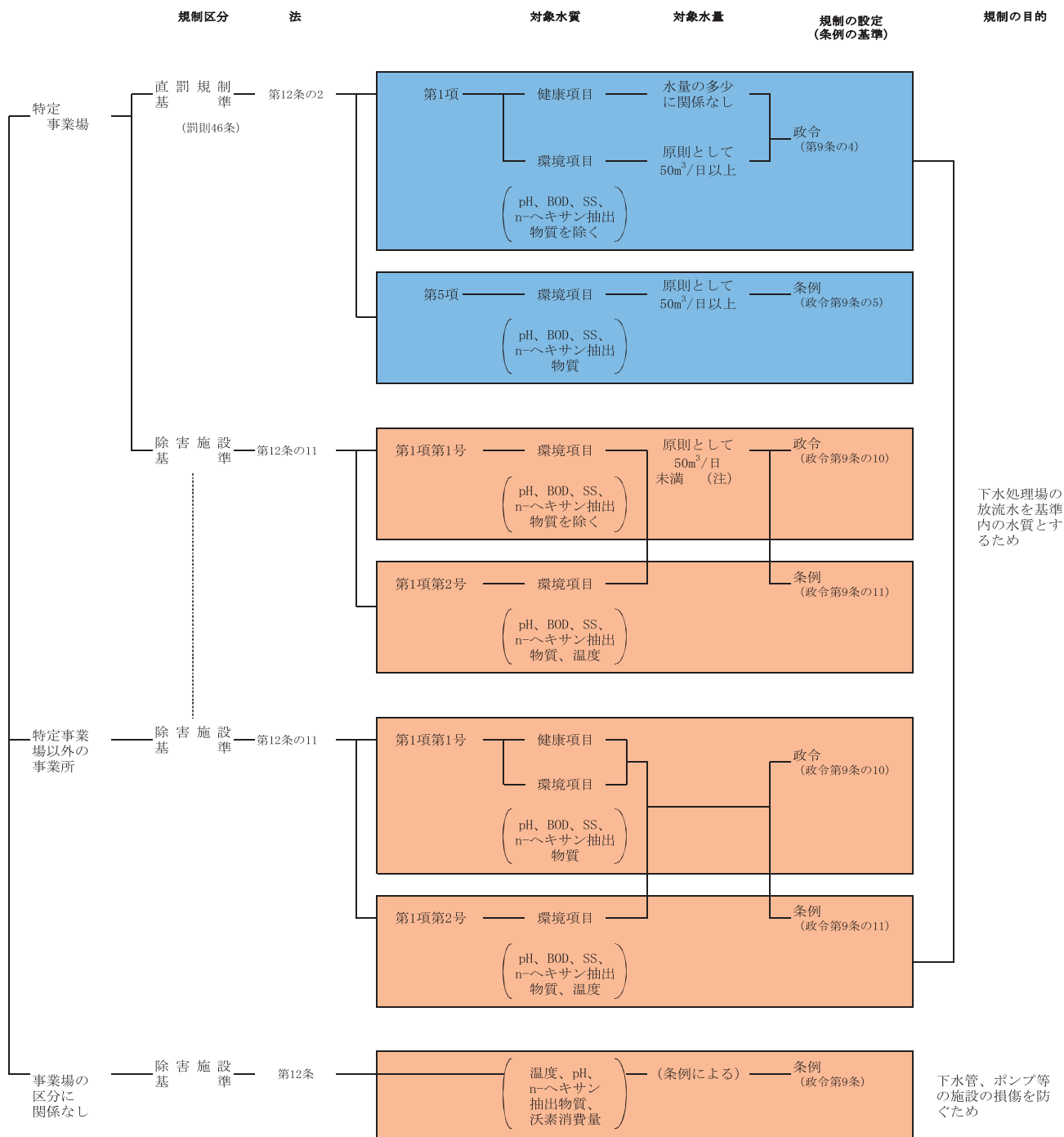
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	窒素含有量 (mg/L)	リン含有量 (mg/L)
15以下	20以下	3以下

※計画放流水質は、放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、下水道管理者が定める。なお、生物化学的酸素要求量については必ず定める必要があるが、窒素含有量及びリン含有量については必要に応じ定めるものである。

※科学的な方法を用いて算出した数値が、上記数値を超える場合は、同欄に掲げる数値を計画放流水質として定める。



図Ⅷ－１ 下水道法における水質規制



(注) 50m³/日以上 の排水水については法「第12条の2」による規制を受ける。

図Ⅷ-2 下水排除基準

表Ⅷ-15 下水排除基準一覧表

対 象 者 対 象 物 質 又 は 項 目		特 定 事 業 場		非 特 定 事 業 場
		50 m3/日以上	50 m3/日未満	
条 例 で 定 め る 基 準	排 水 量 (m3/日)	50 m3/日以上	50 m3/日未満	50 m3/日未満
	温 度	45℃ (40℃)	45℃ (40℃)	45℃ (40℃)
	アンモニア性窒素等含有量	380 (125)	380 (125)	380 (125)
	水 素 イ オ ン 濃 度	5を越え9未満 (5.7を越え8.7未満)	5を越え9未満 (5.7を越え8.7未満)	5を越え9未満 (5.7を越え8.7未満)
	生物化学的酸素要求量	600 (300)	600 (300)	600 (300)
	浮 遊 物 質 量	600 (300)	600 (300)	600 (300)
	沃 (ヨ ウ) 素 消 費 量	220	220	220
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5	5	5
	鉍油類含有量	5	5	5
	植物油脂類含有量	30	30	30
政 令	窒 素 含 有 量	240 (150)	240 (150)	240 (150)
	磷 含 有 量	32 (20)	32 (20)	32 (20)
	フエノール類	5	5	5
	銅及びその化合物	3	3	3
	亜鉛及びその化合物	2	2	2
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	10	10
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10	10	10
	クロム及びその化合物	2	2	2
	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03
	シアン化合物	1	1	1
基 準	有 機 燐 化 合 物	1	1	1
	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.1	0.1	0.1
	六価クロム化合物	0.2	0.2	0.5
	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1
	水銀及びアルキル水銀物 その他水銀化合物	0.005	0.005	0.005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	P C B	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2
政 令	四 塩 化 炭 素	0.02	0.02	0.02
	1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04
	1, 1-ジクロロエチレン	1	1	1
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3	3	3
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02
	チ ウ ラ ム	0.06	0.06	0.06
	シ マ ジ ン	0.03	0.03	0.03
	チ オ ベ ン カ ル プ	0.2	0.2	0.2
政 令	ベ ン ゼ ン	0.1	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1
	ホウ素及びその化合物	河川10 海域230	河川10 海域230	河川10 海域230
	フッ素及びその化合物	河川8 海域15	河川8 海域15	河川8 海域15
	1, 4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5
	ダイオキシン類	10	10	10

生物化学的酸素要求量に類似した項目及び大腸菌群数を除き、都道府県の横出し条例で処理場から放流水に基準が定められている場合、その項目と数値を排出下水の水質基準として条例で定められている。

- (注)1. 単位は、水素イオン濃度は、水素指数、ダイオキシン類はpg-TEQ/ℓ、その他はすべてmg/ℓで示す。
2. 内は、直罰対象の排除基準を示す。
3. 内は、除害施設の設置等の義務付けに係る排除基準を示す。
4. 「条例で定める基準」は、条例で定める排除基準の限度を示す。
5. 「政令の基準」は、政令で定められた一律の排除基準を示す。
6. 窒素含有量、磷含有量は、放流水がこれらの項目について規制を受ける下水道に排除される下水道についてのみ定められる。
7. 温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素含有量、磷含有量の括弧内は、製造業又はガス供給業から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水量の1/4以上であると認められるとき等の場合に条例に定める排除基準の限度である。
8. 窒素含有量、磷含有量は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準が定められているときはその基準値の2倍(括弧内は1.25倍)の値を基準とする。
9. フェノール類からセレン及びその化合物までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例が定められているときはその値が基準となる。
10. フェノール類からフッ素までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例により裾切りが縮小されている場合は、50m3/日未満の事業場も直罰の対象となる。
11. 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、磷含有量についての直罰に係る基準は、水質汚濁防止法により特例が定められているときは、その基準が限度となる。
12. 六価クロム化合物について、電気めっき業に属する特定事業場からの排水には、暫定排水基準として0.5mg/Lを令和9年3月31日まで適用する。

Ⅷ-6 河川・海域別水質経年変化

(1) 河川別水質経年変化

御笠川水系BOD値（75%値）

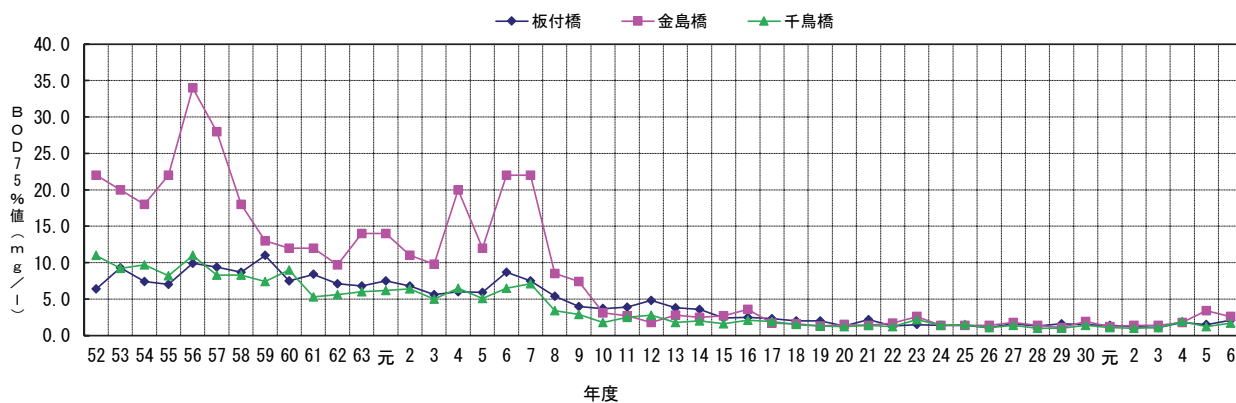
河川名	環境基準点	類型	基準値	昭和													平成												
				52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
御笠川	板付橋	B	3	6.4	9.3	7.4	7.0	9.9	9.4	8.7	11.0	7.5	8.4	7.1	6.8	7.5	6.8	5.6	6.0	5.9	8.7	7.5	5.4	4.0	3.7	3.9	4.8	3.8	
	金島橋	D	8	22.0	20.0	18.0	22.0	34.0	28.0	18.0	13.0	12.0	12.0	9.7	14.0	14.0	11.0	9.8	20.0	12.0	22.0	22.0	8.5	7.4	3.1	2.7	1.8	2.8	
	千鳥橋	D	8	11.0	9.2	9.7	8.2	11.0	8.3	8.3	7.4	9.0	5.3	5.6	6.0	6.2	6.4	5.0	6.5	5.1	6.5	7.1	3.4	2.9	1.8	2.5	2.8	1.8	

注) 金島橋については昭和63年度まで東光寺橋で採取

河川名	環境基準点	類型	基準値	平成						令和																
				14	15	16	17	18	19	元	2	3	4	5	6											
御笠川	板付橋	B	3	3.6	2.4	2.5	2.3	2.0	2.0	1.3	2.2	1.3	1.5	1.4	1.4	1.1	1.6	1.3	1.6	1.5	1.4	1.2	1.1	1.8	1.5	2.1
	金島橋	D	8	2.5	2.7	3.6	1.7	1.6	1.3	1.5	1.4	1.7	2.6	1.4	1.4	1.4	1.8	1.4	1.1	1.9	1.2	1.4	1.4	1.8	3.4	2.6
	千鳥橋	D	8	2.0	1.6	2.1	1.9	1.5	1.3	1.2	1.4	1.2	2.2	1.4	1.5	1.1	1.4	1.0	1.0	1.4	1.1	1.0	1.1	1.9	1.2	1.7

御笠川浄化センター 昭和50年度供用開始

御笠川水系水質経年変化

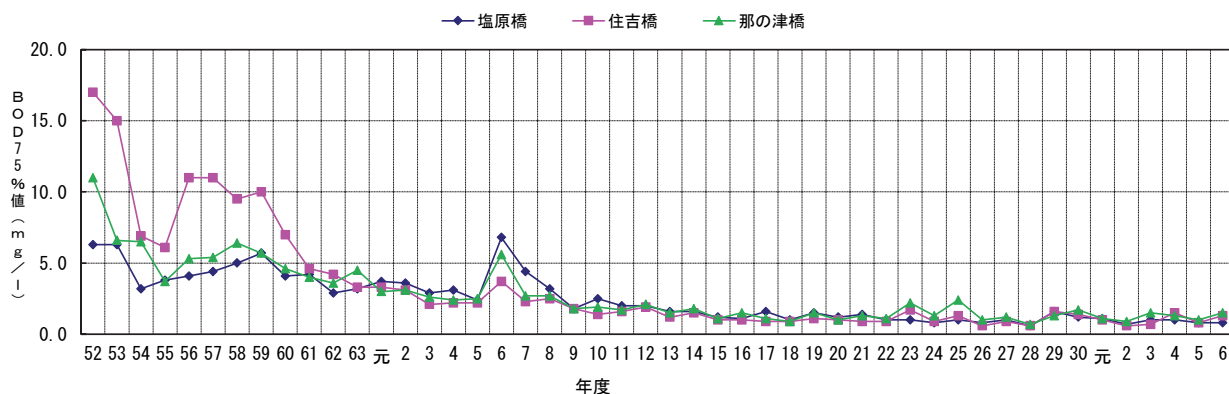


那珂川水系BOD値（75%値）

河川名	環境基準点	類型	基準値	昭和													平成												
				52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
那珂川	塩原橋	A	2	6.3	6.3	3.2	3.8	4.1	4.4	5.0	5.7	4.1	4.2	2.9	3.2	3.7	3.6	2.9	3.1	2.4	6.8	4.4	3.2	1.8	2.5	2.0	2.0	1.6	
	住吉橋	B	3	17.0	15.0	6.9	6.1	11.0	11.0	9.5	10.0	7.0	4.6	4.2	3.3	3.3	3.1	2.1	2.2	2.2	3.7	2.3	2.5	1.8	1.4	1.6	1.9	1.2	
	那の津橋	C	5	11.0	6.6	6.5	3.7	5.3	5.4	6.4	5.7	4.6	4.0	3.6	4.5	3.0	3.1	2.6	2.4	2.5	5.6	2.7	2.7	1.8	1.9	1.7	2.1	1.5	

河川名	環境基準点	類型	基準値	平成						令和																
				14	15	16	17	18	19	元	2	3	4	5	6											
那珂川	塩原橋	A	2	1.6	1.2	1.1	1.6	1.0	1.5	1.2	1.4	1.0	1.0	0.8	1.0	0.8	1.0	0.6	1.6	1.2	1.1	0.7	1.0	1.0	0.8	0.8
	住吉橋	B	3	1.5	1.0	1.0	0.9	0.9	1.1	1.0	0.9	0.9	1.7	0.9	1.3	0.6	0.9	0.6	1.6	1.4	1.0	0.6	0.7	1.5	0.8	1.3
	那の津橋	C	5	1.8	1.1	1.5	1.1	0.9	1.5	1.0	1.3	1.1	2.2	1.3	2.4	1.0	1.2	0.7	1.3	1.7	1.1	0.9	1.5	1.3	1.0	1.5

那珂川水系水質経年変化



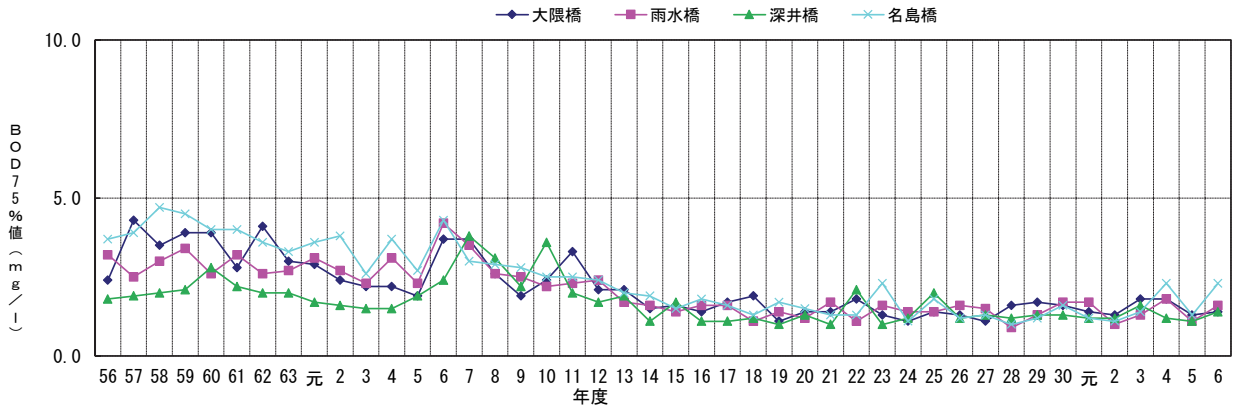
多々良川水系BOD値(75%値)

河川名	環境基準点	類型	基準値	昭和													平成																
				56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17					
多々良川	大隈橋	A	2	2.4	4.3	3.5	3.9	3.9	2.8	4.1	3.0	2.9	2.4	2.2	2.2	1.9	3.7	3.7	2.6	1.9	2.4	3.3	2.1	2.1	1.5	1.6	1.4	1.7					
	雨水橋	A	2	3.2	2.5	3.0	3.4	2.6	3.2	2.6	2.7	3.1	2.7	2.3	3.1	2.3	4.2	3.5	2.6	2.5	2.2	2.3	2.4	1.7	1.6	1.4	1.6	1.6					
	深井橋	A	2	1.8	1.9	2.0	2.1	2.8	2.2	2.0	2.0	1.7	1.6	1.5	1.5	1.9	2.4	3.8	3.1	2.2	3.6	2.0	1.7	1.9	1.1	1.7	1.1	1.1					
	名島橋	C	5	3.7	3.9	4.7	4.5	4.0	4.0	3.6	3.3	3.6	3.8	2.6	3.7	2.7	4.3	3.0	2.9	2.8	2.5	2.5	2.4	2.0	1.9	1.5	1.8	1.6					

河川名	環境基準点	類型	基準値	平成																	令和							
				18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6						
多々良川	大隈橋	A	2	1.9	1.1	1.4	1.4	1.8	1.3	1.1	1.4	1.3	1.1	1.6	1.7	1.6	1.4	1.3	1.8	1.8	1.3	1.4						
	雨水橋	A	2	1.1	1.4	1.2	1.7	1.1	1.6	1.4	1.4	1.6	1.5	0.9	1.3	1.7	1.7	1.0	1.3	1.8	1.1	1.6						
	深井橋	A	2	1.2	1.0	1.3	1.0	2.1	1.0	1.2	2.0	1.2	1.3	1.2	1.3	1.3	1.2	1.2	1.6	1.2	1.1	1.4						
	名島橋	C	5	1.3	1.7	1.5	1.3	1.3	2.3	1.1	1.8	1.2	1.3	1.0	1.2	1.6	1.2	1.1	1.4	2.3	1.3	2.3						

多々良川浄化センター 平成6年度供用開始

多々良川水系水質経年変化

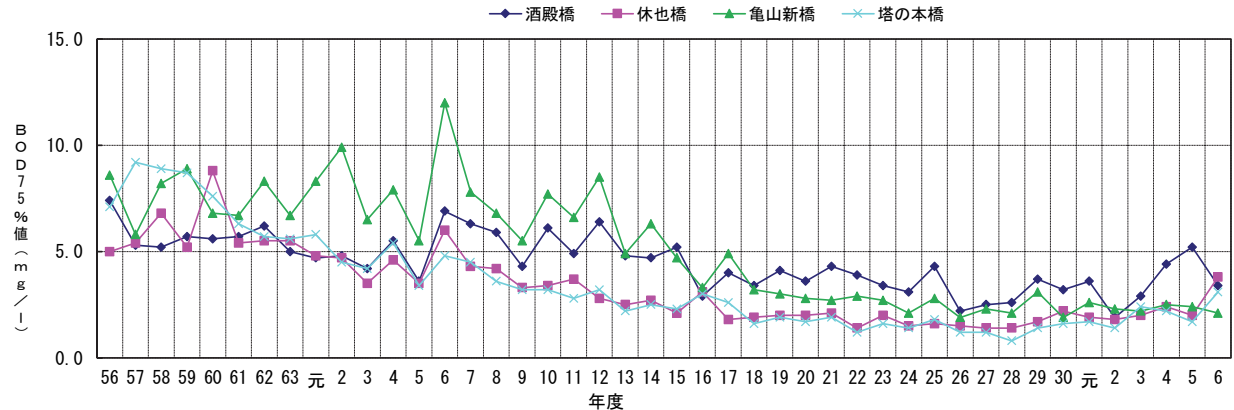


多々良川水系BOD値(75%値)

河川名	環境基準点	類型	基準値	昭和													平成																
				56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17					
須恵川	酒殿橋	B	3	7.4	5.3	5.2	5.7	5.6	5.7	6.2	5.0	4.7	4.8	4.2	5.5	3.6	6.9	6.3	5.9	4.3	6.1	4.9	6.4	4.8	4.7	5.2	2.9	4.0					
	休也橋	C	5	5.0	5.4	6.8	5.2	8.8	5.4	5.5	5.5	4.8	4.7	3.5	4.6	3.5	6.0	4.3	4.2	3.3	3.4	3.7	2.8	2.5	2.7	2.1	3.1	1.8					
宇美川	亀山新橋	B	3	8.6	5.8	8.2	8.9	6.8	6.7	8.3	6.7	8.3	9.9	6.5	7.9	5.5	12.0	7.8	6.8	5.5	7.7	6.6	8.5	4.9	6.3	4.7	3.3	4.9					
	塔の本橋	C	5	7.1	9.2	8.9	8.7	7.6	6.3	5.7	5.6	5.8	4.5	4.2	5.4	3.4	4.8	4.5	3.6	3.2	3.2	2.8	3.2	2.2	2.5	2.3	3.0	2.6					

河川名	環境基準点	類型	基準値	平成																	令和							
				18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6						
須恵川	酒殿橋	B	3	3.4	4.1	3.6	4.3	3.9	3.4	3.1	4.3	2.2	2.5	2.6	3.7	3.2	3.6	1.9	2.9	4.4	5.2	3.4						
	休也橋	C	5	1.9	2.0	2.0	2.1	1.4	2.0	1.5	1.6	1.5	1.4	1.4	1.7	2.2	1.9	1.8	2.0	2.4	2.0	3.8						
宇美川	亀山新橋	B	3	3.2	3.0	2.8	2.7	2.9	2.7	2.1	2.8	1.9	2.3	2.1	3.1	1.9	2.6	2.3	2.2	2.5	2.4	2.1						
	塔の本橋	C	5	1.6	1.9	1.7	1.9	1.2	1.6	1.4	1.8	1.2	1.2	0.8	1.4	1.6	1.7	1.4	2.4	2.2	1.7	3.1						

多々良川水系水質経年変化

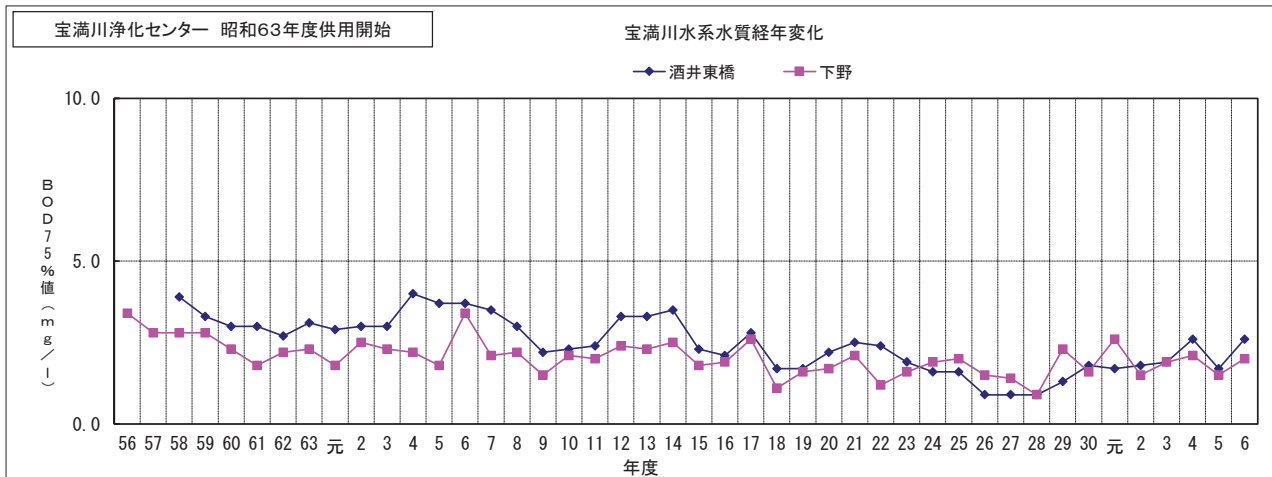


宝満川水系BOD値 (75%値)

河川名	環境基準点	類型	基準値	昭和																	平成																
				56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17									
宝満川	酒井東橋	B	3			3.9	3.3	3.0	3.0	2.7	3.1	2.9	3.0	3.0	4.0	3.7	3.7	3.5	3.0	2.2	2.3	2.4	3.3	3.3	3.5	2.3	2.1	2.8									
	下野	B	3	3.4	2.8	2.8	2.8	2.3	1.8	2.2	2.3	1.8	2.5	2.3	2.2	1.8	3.4	2.1	2.2	1.5	2.1	2.0	2.4	2.3	2.5	1.8	1.9	2.6									

河川名	環境基準点	類型	基準値	平成																	令和							
				18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6						
宝満川	酒井東橋	B	3	1.7	1.7	2.2	2.5	2.4	1.9	1.6	1.6	0.9	0.9	0.9	1.3	1.8	1.7	1.8	1.9	2.6	1.7	2.6						
	下野	B	3	1.1	1.6	1.7	2.1	1.2	1.6	1.9	2.0	1.5	1.4	0.9	2.3	1.6	2.6	1.5	1.9	2.1	1.5	2.0						

※酒井東橋は佐賀県



小郡市 風鈴祭り 7月中旬



須恵町 上須恵須賀神社「祇園山笠」7月末



福津市 津屋崎祇園山笠 7月



朝倉市 おしろい祭り 毎年12月2日



中間市 川と子供達



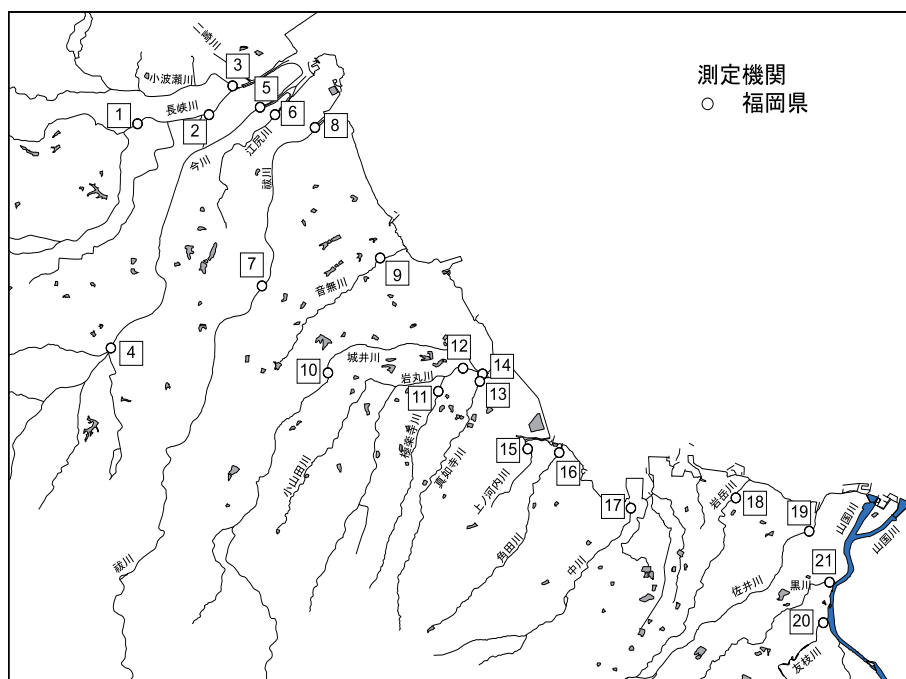
うきは市浮羽町古川 筑後川大石堰

(2) 公共用水域水質測定結果の概要

ア 河川の状況

(ア) 豊前海流入河川の水質の推移 (BOD 75%値: mg/L)

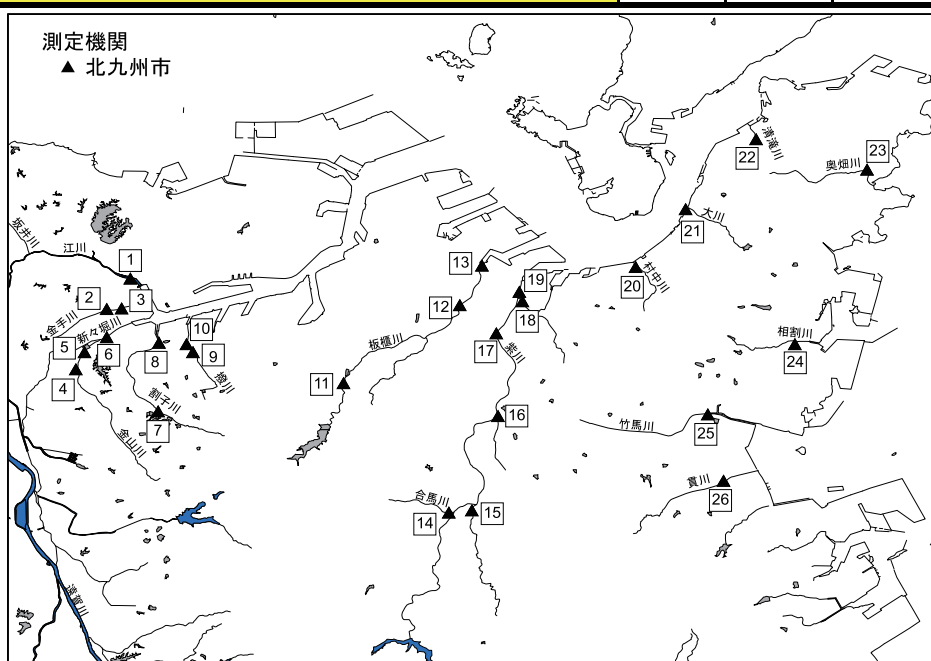
番号	水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	長峡川上流	長音寺橋	A	2	4.5	5.2	5.8	5.1	3.8
2	長峡川下流	亀川橋	C	5	3.5	2.7	4.4	3.1	2.5
3	小波瀬川	二崎橋	A	2	2.8	2.3	3.5	1.9	2.1
4	今川上流	野口橋	AA	1	2.5	1.7	2.5	1.5	1.8
5	今川下流	今川汐止堰	A	2	4.1	3.4	4.5	2.6	2.9
6	江尻川	常盤橋	B	3	4.1	3.1	3.6	2.5	2.5
7	祓川上流	祓郷橋	AA	1	2.1	1.7	2.6	1.5	2.1
8	祓川下流	杳尾橋	A	2	3.0	2.1	3.3	1.9	2.1
9	音無川	松原橋	A	2	2.6	2.8	2.9	1.7	2.2
10	城井川上流	赤幡橋	AA	1	1.6	1.0	1.9	1.1	1.7
11	極楽寺川	神本橋	A	2	2.3	1.5	2.2	1.1	1.8
12	岩丸川	西の橋	A	2	3.1	2.3	2.9	1.6	2.3
13	真如寺川	吾妻橋	A	2	4.5	2.2	2.9	1.6	2.2
14	城井川下流	浜宮橋	A	2	1.5	1.9	1.7	1.3	1.9
15	上ノ河内川	滝の本橋	A	2	2.6	2.6	2.5	1.2	1.6
16	角田川	角田川橋	A	2	1.8	1.8	2.3	1.3	2.1
17	中川	橋の上堰	A	2	3.4	1.8	2.8	1.5	1.9
18	岩岳川	杳洗橋	A	2	1.8	1.9	2.3	1.3	1.9
19	佐井川	佐井川橋	A	2	2.7	2.4	2.8	2.1	1.9
20	友枝川	貴船橋	A	2	2.1	1.9	2.2	1.7	1.5
21	黒川	新川橋	A	2	2.6	4.1	3.4	2.8	2.5
環境基準達成率 (%)					76.2	19.0	38.1	9.5	42.9
					(4/21)	(8/21)	(2/21)	(14/21)	(9/21)



豊前海流入河川水質測定地点図

(1) 北九州市内河川の水質の推移 (BOD 75%値: mg/L)

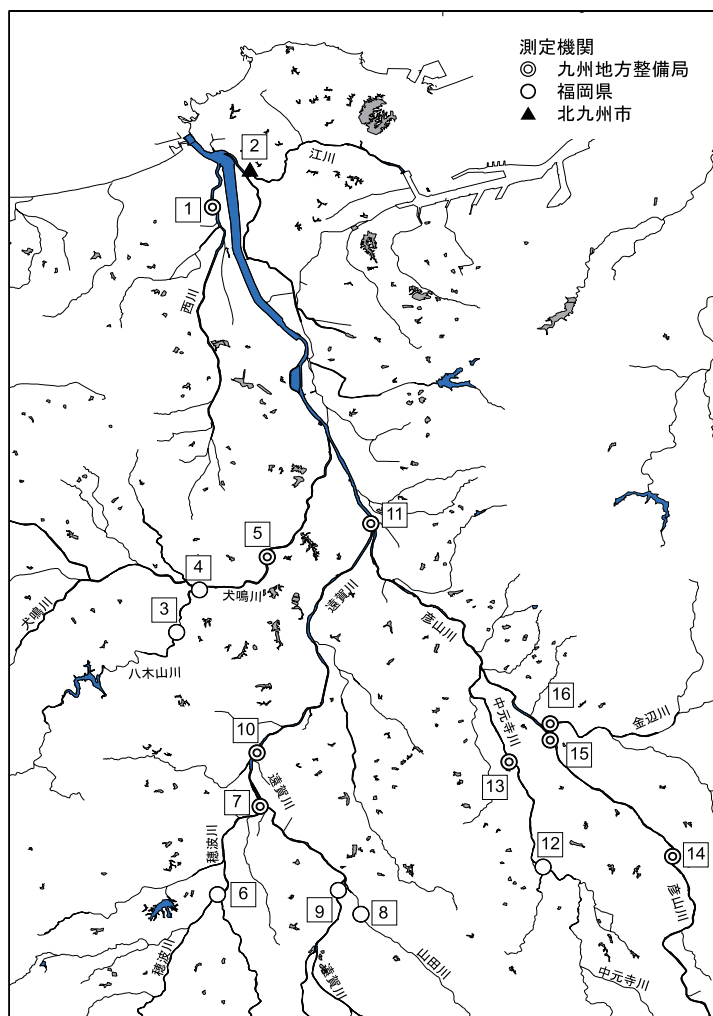
番号	水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	江川	栄橋	D	8	0.9	0.9	0.9	1.2	1.4
2	金手川上流	矢戸井堰	B	3	0.9	0.7	0.9	0.7	0.6
3	金手川下流	洞北橋	D	8	0.9	0.9	1.0	1.3	1.0
4	金山川上流	則松井堰	C	5	1.9	2.9	1.8	2.6	1.6
5	金山川下流	新々堀川合流前	C	5	1.3	1.7	1.6	2.1	1.0
6	新々堀川	本陣橋	C	5	1.7	1.6	1.3	1.8	1.8
7	割子川上流	的場橋	B	3	0.7	0.8	<0.5	<0.5	0.6
8	割子川下流	J R鉄橋下	D	8	1.3	2.0	1.3	1.0	1.0
9	撥川上流	旧厚生年金病院横	B	3	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5
10	撥川下流	J R引込線横	C	5	0.8	0.7	0.6	0.7	0.6
11	板櫃川上流	指場取水堰	A	2	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
12	板櫃川中流	境橋	A	2	0.7	0.6	0.5	<0.5	0.5
13	板櫃川下流	新港橋	B	3	0.8	0.8	0.7	0.9	0.7
14	紫川上流 (合馬川)	御園橋	A	2	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5
15	紫川上流 (東谷川)	加用橋	A	2	<0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5
16	紫川上流 (志井川)	志井川下流点	A	2	<0.5	0.6	0.5	<0.5	<0.5
17	紫川上流	紫川取水堰	A	2	0.5	0.6	0.6	<0.5	0.5
18	神嶽川	旦過橋	B	3	0.9	0.8	0.7	0.6	0.7
19	紫川下流	勝山橋	B	3	0.8	0.7	0.8	0.5	0.7
20	村中川	村中川橋	B	3	0.5	<0.5	0.6	0.5	0.7
21	大川	大里橋	B	3	0.6	0.7	0.8	0.5	0.8
22	清滝川	暗渠入口	A	2	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
23	奥畑川	宮前橋	A	2	0.5	0.7	0.5	0.5	0.5
24	相割川	恒見橋	B	3	0.5	0.6	0.6	<0.5	<0.5
25	竹馬川	新開橋	D	8	2.1	2.6	2.6	1.5	2.3
26	貫川	神田橋	B	3	0.6	0.6	0.5	<0.5	0.5
環境基準達成率 (%)					100.0	100.0	100.0	100.0	100
					(26/26)	(26/26)	(26/26)	(26/26)	(26/26)



北九州市内河川水質測定地点図

(ウ) 遠賀川の水質の推移 (BOD7 5%値 : mg/L)

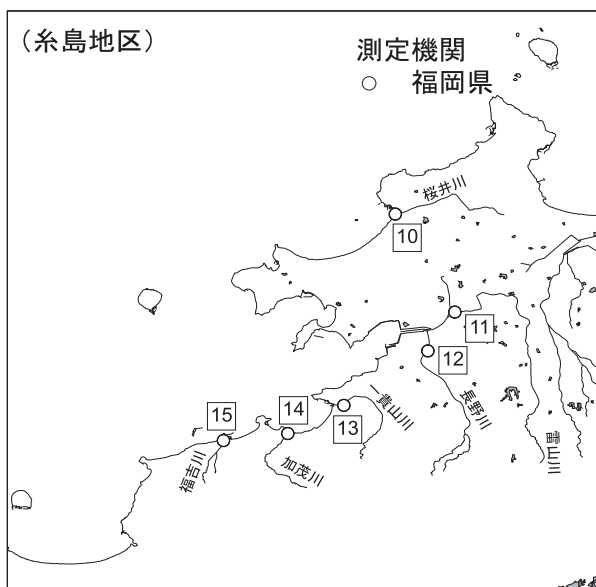
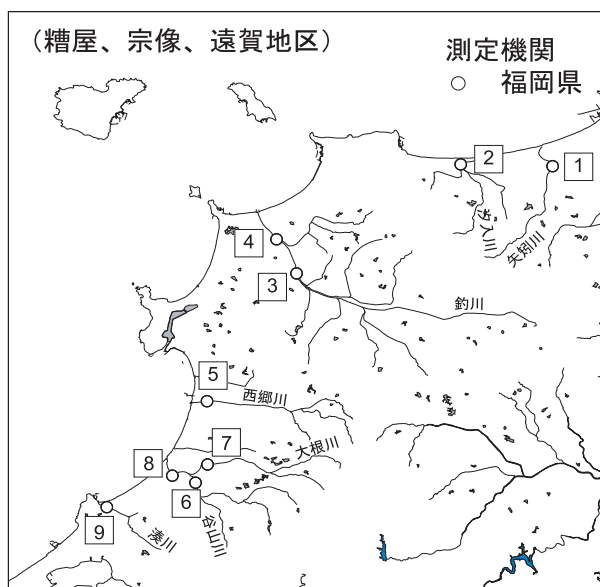
番号	水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	西川	島津橋	B	3	2.8	3.4	2.1	2.1	2.0
2	江川	江川橋	C	5	1.5	1.1	1.0	0.9	0.8
3	八木山川上流	脇野橋	A	2	3.0	2.7	1.8	1.4	1.9
4	八木山川下流	樋口橋	B	3	3.0	2.9	2.2	1.9	1.6
5	犬鳴川	粥田橋	B	3	0.9	1.0	1.6	1.4	1.1
6	穂波川上流	天道橋	A	2	2.7	2.1	2.2	1.8	2.2
7	穂波川下流	東町橋	B	3	1.0	1.7	2.1	1.8	1.1
8	山田川	大倉橋	B	3	3.0	2.7	3.0	2.4	1.9
9	遠賀川上流	新宮ノ前橋	A	2	2.3	1.6	2.2	1.8	2.3
10	遠賀川下流	川島	B	3	1.3	1.8	2.1	1.8	1.5
11	遠賀川下流	日の出橋	B	3	1.6	3.1	2.8	1.8	1.8
12	中元寺川上流	三ヶ瀬橋	B	3	2.5	3.4	2.0	2.1	2.2
13	中元寺川下流	皆添橋	B	3	1.7	3.5	3.3	2.4	2.1
14	彦山川上流	今任橋	A	2	0.9	1.0	1.0	1.3	0.9
15	彦山川下流	糴橋	B	3	1.7	2.9	4.3	2.2	2.2
16	金辺川	高木橋	A	2	1.7	1.6	2.7	1.7	2.2
環境基準達成率 (%)					81.3	62.5	68.8	100.0	81.3
					(13/16)	(10/16)	(11/16)	(16/16)	(13/16)



遠賀川水質測定地点図

(エ) 筑前海流入河川の水質の推移 (BOD 75%値 : mg/L)

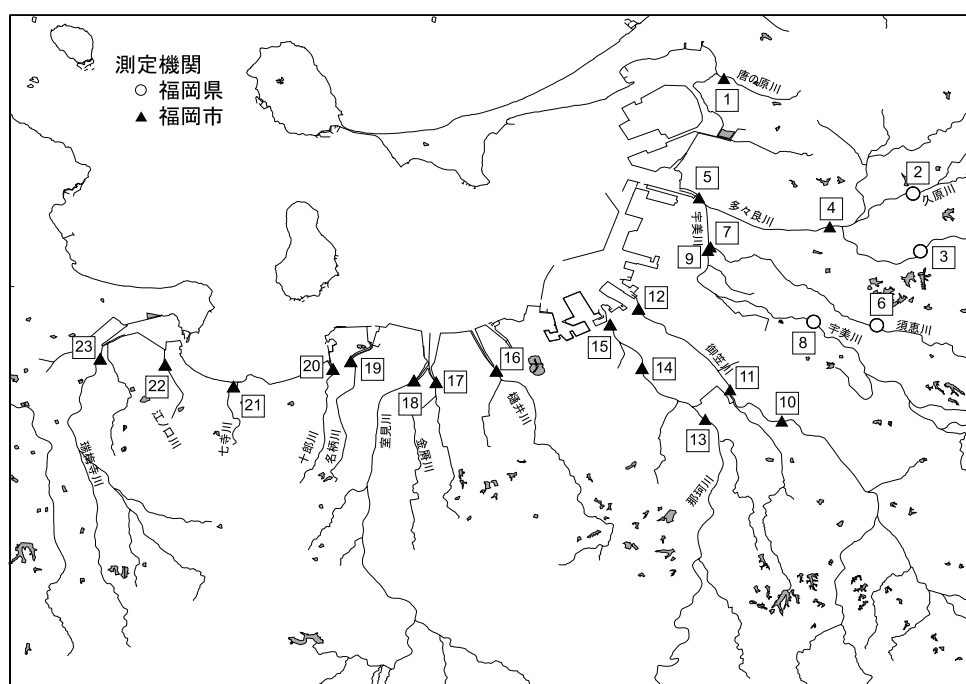
番号	水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	矢矧川	矢矧橋	C	5	6.5	6.1	4.4	2.5	2.7
2	汐入川	汐入川橋	B	3	2.8	4.2	4.3	3.8	2.9
3	釣川	多礼橋	B	3	1.6	2.9	3.5	2.4	3.9
4	釣川	砂山橋	B	3	1.3	2.4	2.9	2.2	1.7
5	西郷川	浜田橋	B	3	1.5	2.1	2.1	1.7	2.0
6	大根川上流 (谷山川)	石ヶ崎橋	A	2	1.9	2.5	2.3	2.2	2.6
7	大根川上流	大根川橋	A	2	1.0	1.3	1.2	1.1	1.3
8	大根川下流	花鶴橋	B	3	1.8	2.0	2.0	1.7	1.8
9	湊川	湊橋	C	5	2.0	2.6	2.7	3.1	2.8
10	桜井川	汐井橋	A	2	1.7	2.0	2.3	1.8	2.1
11	雷山川	加布羅橋	A	2	6.7	4.2	4.8	2.3	2.9
12	雷山川 (長野川)	赤坂橋	A	2	1.0	3.0	2.9	1.3	1.7
13	一貴山川	深江橋	A	2	1.0	1.9	1.9	1.3	1.2
14	加茂川	佐波橋	A	2	0.8	0.9	1.2	0.8	1.0
15	福吉川	福吉橋	A	2	1.4	1.6	1.5	1.3	1.8
環境基準達成率 (%)					86.7	66.7	60.0	80.0	73.3
					(13/15)	(10/15)	(9/15)	(12/15)	(11/15)



筑前海流入河川水質測定地点図 (左:糟屋、宗像、遠賀地区、右:糸島地区)

(オ) 博多湾流入河川の水質の推移 (BOD 75%値: mg/L)

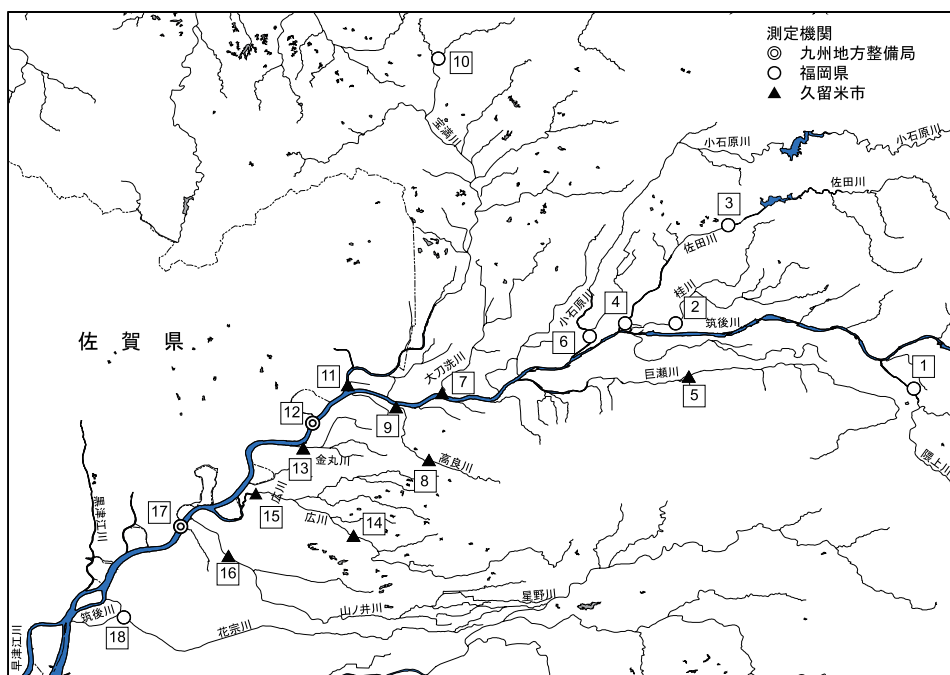
番号	水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	唐の原川	浜田橋	C	5	1.1	1.3	2.0	1.4	2.0
2	多々良川上流 (久原川)	深井橋	A	2	1.2	1.6	1.2	1.1	1.4
3	多々良川上流	大隈橋	A	2	1.3	1.8	1.8	1.3	1.4
4	多々良川上流	雨水橋	A	2	1.0	1.3	1.8	1.1	1.6
5	多々良川下流	名島橋	C	5	1.1	1.4	2.3	1.3	2.3
6	須恵川上流	酒殿橋	B	3	1.9	2.9	4.4	5.2	3.4
7	須恵川下流	休也橋	C	5	1.8	2.0	2.4	2.0	3.8
8	宇美川上流	亀山新橋	B	3	2.3	2.2	2.5	2.4	2.1
9	宇美川下流	塔の本橋	C	5	1.4	2.4	2.2	1.7	3.1
10	御笠川上流	板付橋	B	3	1.2	1.1	1.8	1.5	2.1
11	御笠川下流 (1)	金島橋	D	8	1.4	1.4	1.8	3.4	2.6
12	御笠川下流 (2)	千鳥橋	D	8	1.0	1.1	1.9	1.2	1.7
13	那珂川上流	塩原橋	A	2	0.7	1.0	1.0	0.8	0.8
14	那珂川下流 (1)	住吉橋	B	3	0.6	0.7	1.5	0.8	1.3
15	那珂川下流 (2)	那の津大橋	C	5	0.9	1.5	1.3	1.0	1.5
16	樋井川	旧今川橋	B	3	0.7	1.1	1.3	0.8	1.3
17	金屑川	飛石橋	C	5	0.6	0.8	1.0	0.8	0.8
18	室見川	室見橋	A	2	0.6	0.7	0.9	0.6	0.9
19	名柄川	興徳寺橋	C	5	0.6	0.9	1.0	0.7	1.2
20	十郎川	壱岐橋	C	5	0.9	1.1	1.1	0.9	1.0
21	七寺川	上鯉川橋	C	5	0.7	0.8	0.7	0.6	1.0
22	江の口川	玄洋橋	C	5	1.3	1.4	1.6	1.3	1.3
23	瑞梅寺川	昭代橋	A	2	1.8	1.3	1.6	1.6	1.7
環境基準達成率 (%)					100.0	100.0	95.7	95.7	95.7
					(23/23)	(23/23)	(22/23)	(22/23)	(22/23)



博多湾流入河川測定地点図

(カ) 筑後川の水質の推移 (BOD75%値: mg/L)

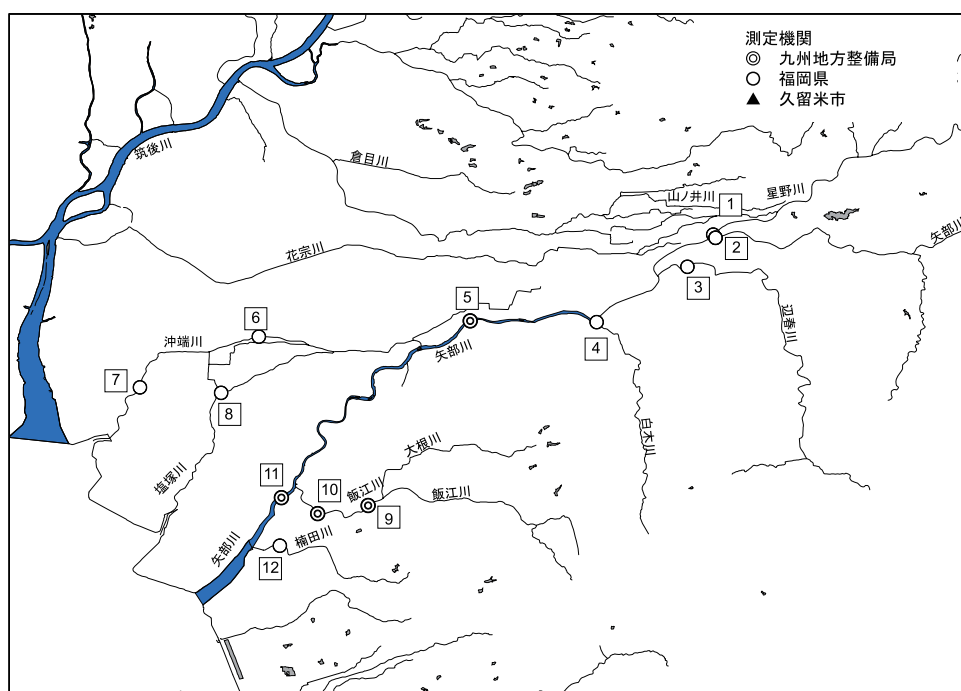
番号	水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	隈上川	柳野橋	A	2	1.8	2.7	1.7	2.6	1.2
2	桂川	蝮城橋	A	2	2.3	2.3	2.2	2.9	1.6
3	佐田川上流	屋形原橋	A	2	2.3	2.6	1.7	2.4	1.5
4	佐田川下流	佐田川橋	A	2	1.9	2.5	1.8	3.5	1.4
5	巨瀬川	中原橋	A	2	1.0	1.1	1.0	0.9	0.9
6	小石原川	高成橋	A	2	2.5	2.2	1.9	3.2	1.8
7	大刀洗川	大刀洗川河口	B	3	1.4	1.6	2.4	1.6	1.6
8	高良川上流	下川原橋	A	2	<0.5	0.5	0.5	0.5	0.8
9	高良川下流	高良川河口	A	2	0.5	0.6	0.6	<0.5	0.7
10	宝満川(1)	岩本橋	A	2	0.9	1.4	1.3	1.3	1.2
11	宝満川(2)	下野	B	3	1.5	1.9	2.1	1.5	2.0
12	筑後川(2)	瀬ノ下	A	2	1.8	1.6	3.4	1.4	1.8
13	金丸川	古賀坂水門	C	5	2.4	2.8	2.4	3.1	2.5
14	広川上流	永代橋	A	2	1.3	1.8	1.4	0.9	1.8
15	広川下流	大善寺橋	B	3	1.1	1.5	1.4	1.2	1.2
16	山ノ井川	天竺橋 (5~9月)	B	3	2.5	2.0	2.1	2.9	2.5
		天竺橋 (10~4月)	C	5	3.3	2.8	4.5	3.3	3.2
17	筑後川(3)	六五郎橋	B	3	1.8	2.4	2.4	1.6	2.2
18	花宗川	酒見橋 (5~9月)	B	3	6.7	5.0	4.9	5.9	4.8
		酒見橋 (10~4月)	C	5	11.0	6.8	8.9	8.1	9.1
環境基準達成率 (%)					75.0	65.0	80.0	65.0	90.0
					(14/20)	(13/20)	(16/20)	(13/20)	(18/20)



筑後川水質測定地点図

(キ) 矢部川の水質の推移 (BOD75%値: mg/L)

番号	水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	星野川	星野川橋	A	2	1.8	2.1	1.5	1.7	1.2
2	矢部川上流	上矢部川橋	A	2	1.2	1.5	1.3	2.0	1.1
3	辺春川	中通橋	A	2	3.1	2.5	2.9	2.3	1.8
4	白木川	山下橋	A	2	1.5	2.0	1.6	1.9	1.2
5	矢部川中流	船小屋	A	2	0.9	0.8	0.9	0.6	0.8
6	沖端川上流	磯鳥堰	A	2	2.3	3.8	3.8	3.4	3.0
7	沖端川下流	三明橋	C	5	6.0	4.1	2.6	2.7	3.0
8	塩塚川	晴天大橋	B	3	3.8	4.8	4.4	5.1	3.8
9	飯江川上流	古賀橋	A	2	2.2	2.3	2.4	1.8	1.8
10	飯江川下流	丁字橋	C	5	2.1	1.8	2.1	1.3	2.1
11	矢部川下流	浦島橋	B	3	1.3	1.4	1.5	1.2	2.1
12	楠田川	三開堰	B	3	3.3	4.2	4.0	4.3	2.8
環境基準達成率 (%)					50.0	50.0	58.3	66.7	83.3
					(6/12)	(6/12)	(7/12)	(8/12)	(10/12)



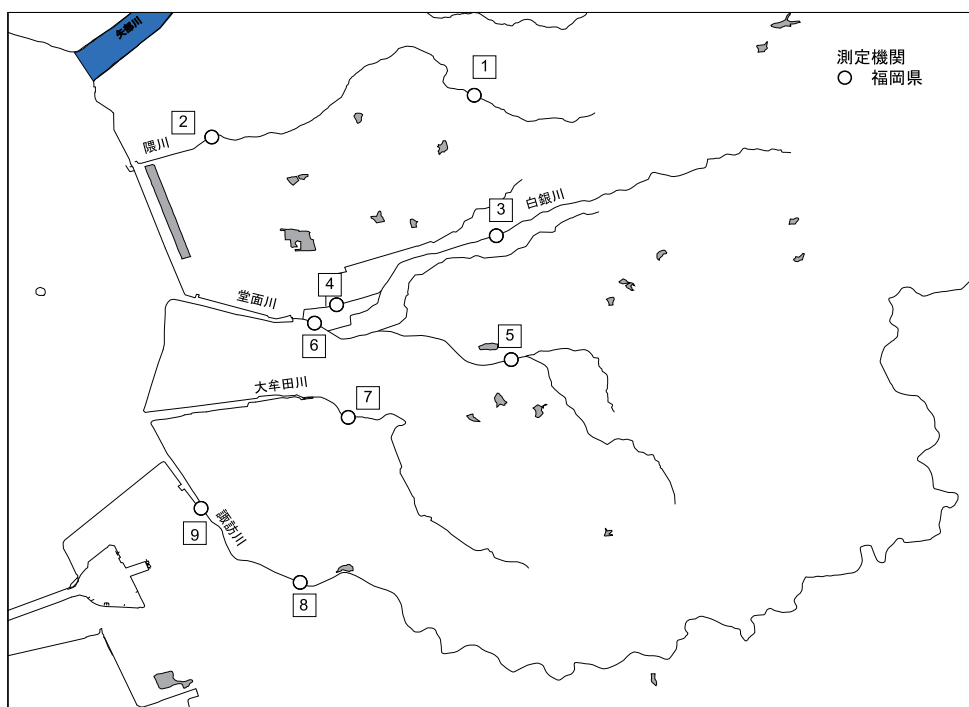
矢部川水質測定地点図

(ク) 大牟田市内河川の水質の推移 (BOD 75%値: mg/L)

番号	水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	隈川上流	塚崎橋	A	2	2.4	2.4	3.2	2.0	1.6
2	隈川下流	三池干拓内橋	B	3	2.1	3.3	3.5	2.5	1.8
3	白銀川上流	三池電力所横井堰	A	2	1.8	2.0	2.1	1.5	1.6
4	白銀川下流	新川橋	B	3	4.4	3.1	3.8	3.3	2.8
5	堂面川	御幸返橋	B	3	2.4	2.2	1.9	1.3	1.5
6	堂面川	新堂面橋	B	3	2.5	2.3	2.2	1.6	1.4
7	大牟田川	五月橋	B*1	3	2.0	2.5	2.2	1.6	1.6
8	諏訪川上流	馬場町取水堰	A	2	1.9	2.3	3.5	1.8	1.6
9	諏訪川下流	三池鉄道河口鉄橋	B*2	3	1.5	1.6	2.2	1.3	1.3
環境基準達成率 (%)					77.8	55.6	44.4	88.9	100.0
					(7/9)	(5/9)	(4/9)	(8/9)	(9/9)

*1 平成25年度までE類型 (基準値10mg/L)

*2 平成25年度までD類型 (基準値8mg/L)



大牟田市内河川水質測定地点図

イ 海域の状況

(7) 豊前地先海域の水質の推移

(A) COD (75%値: mg/L)

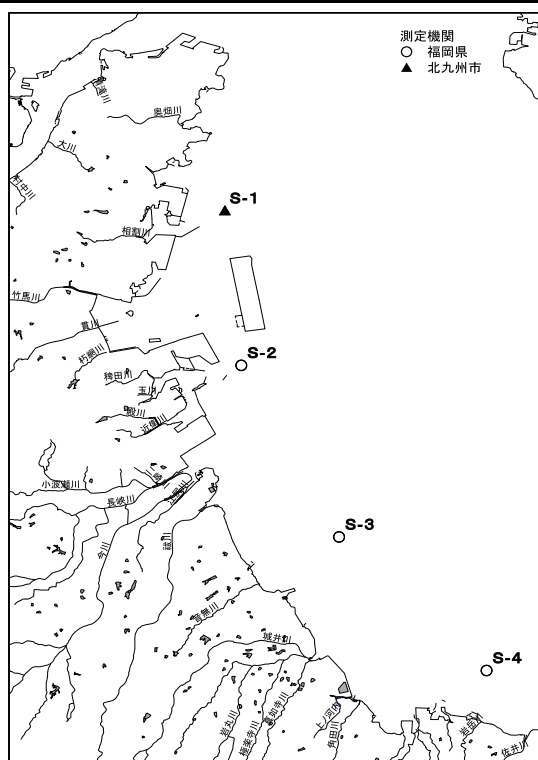
水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
豊前地先海域 (恒見沖)	S-1	A	2	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
豊前地先海域 (荇田沖)	S-2	A	2	2.1	2.3	2.3	2.2	2.8
豊前地先海域 (椎田沖)	S-3	A	2	2.0	2.2	2.1	2.1	2.3
豊前地先海域 (宇島沖)	S-4	A	2	2.1	2.3	2.1	2.3	2.4
環境基準達成率 (%)				50.0 (2/4)	25.0 (1/4)	25.0 (1/4)	25.0 (1/4)	25.0 (1/4)

(B) 全窒素 (年間平均値: mg/L)

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
響灘及び周防灘 (二) (恒見沖)	S-1	II	0.3	0.16	0.13	0.13	0.13	0.15
響灘及び周防灘 (二) (荇田沖)	S-2	II	0.3	0.12	0.13	0.17	0.16	0.17
響灘及び周防灘 (二) (椎田沖)	S-3	II	0.3	0.13	0.12	0.16	0.16	0.14
響灘及び周防灘 (二) (宇島沖)	S-4	II	0.3	0.14	0.14	0.17	0.15	0.16
響灘及び周防灘 (二) の年間平均値				0.14	0.13	0.16	0.15	0.16

(C) 全リン (年間平均値: mg/L)

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
響灘及び周防灘 (二) (恒見沖)	S-1	II	0.03	0.015	0.016	0.016	0.015	0.018
響灘及び周防灘 (二) (荇田沖)	S-2	II	0.03	0.022	0.017	0.028	0.017	0.023
響灘及び周防灘 (二) (椎田沖)	S-3	II	0.03	0.025	0.017	0.021	0.019	0.024
響灘及び周防灘 (二) (宇島沖)	S-4	II	0.03	0.021	0.017	0.023	0.019	0.021
響灘及び周防灘 (二) の年間平均値				0.021	0.017	0.022	0.018	0.022



豊前海地先海域の水質測定地点図

(イ) 北九州地先海域の水質の推移

(A) COD (75%値: mg/L)

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
洞海湾 (湾口部)	D 2	B	3	1.8	1.9	2.2	1.7	1.8
洞海湾 (奥洞海)	D 6	C	8	2.3	2.3	3.2	2.7	2.6
洞海湾 (戸畑泊地)	K 7	C	8	1.7	1.4	1.6	1.3	1.4
洞海湾 (堺川泊地)	K 8	C	8	1.5	1.3	1.6	1.5	1.7
響灘	H 1	A	2	1.5	1.2	1.5	1.2	1.3
響灘	H 5	A	2	1.4	1.1	1.3	1.2	1.3
環境基準達成率 (%)				100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				(6/6)	(6/6)	(6/6)	(6/6)	(6/6)

(B) 全窒素 (年間平均値: mg/L) [洞海湾]

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
洞海湾 (湾口部)	D 2	IV	1	0.4	0.28	0.32	0.28	0.34
洞海湾 (奥洞海)	D 6	IV	1	0.93	0.79	1.0	0.89	0.96
洞海湾 (戸畑泊地)	K 7	IV	1	0.41	0.38	0.61	0.44	0.43
洞海湾 (堺川泊地)	K 8	IV	1	0.58	0.67	0.6	0.63	0.59
洞海湾の年間平均値				0.58	0.53	0.62	0.56	0.58

(C) 全リン (年間平均値: mg/L) [洞海湾]

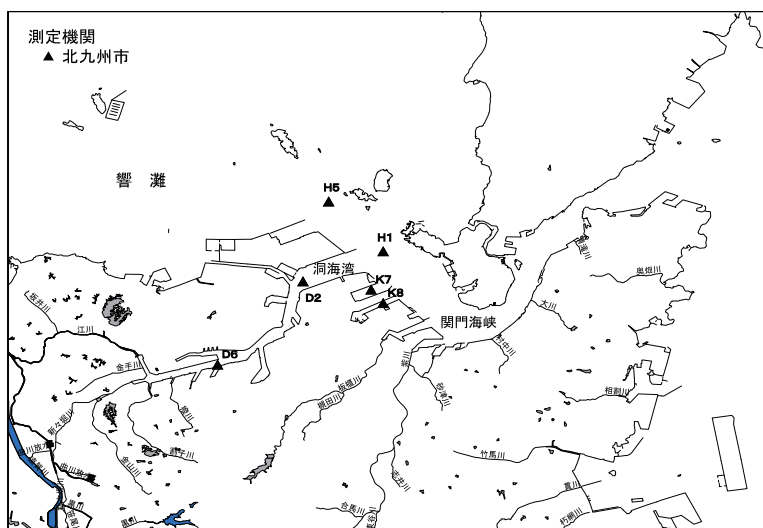
水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
洞海湾 (湾口部)	D 2	IV	0.09	0.019	0.021	0.021	0.020	0.027
洞海湾 (奥洞海)	D 6	IV	0.09	0.050	0.048	0.079	0.050	0.062
洞海湾 (戸畑泊地)	K 7	IV	0.09	0.014	0.019	0.018	0.016	0.021
洞海湾 (堺川泊地)	K 8	IV	0.09	0.018	0.017	0.019	0.020	0.022
洞海湾の年間平均値				0.025	0.026	0.034	0.027	0.033

(D) 全窒素 (年間平均値: mg/L) [響灘]

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
響灘及び周防灘 (ホ)	H 1	II	0.3	0.17	0.12	0.14	0.14	0.18
響灘及び周防灘 (ホ)	H 5	II	0.3	0.16	0.13	0.12	0.12	0.15
響灘及び周防灘 (ホ) の年間平均値				0.17	0.13	0.13	0.13	0.17

(E) 全リン (年間平均値: mg/L) [響灘]

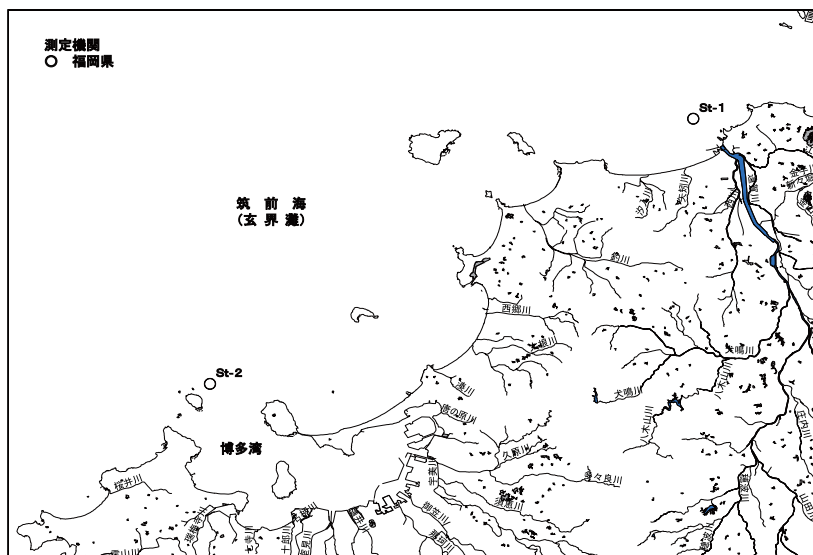
水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
響灘及び周防灘 (ホ)	H 1	II	0.03	0.014	0.016	0.015	0.015	0.019
響灘及び周防灘 (ホ)	H 5	II	0.03	0.013	0.013	0.013	0.013	0.016
響灘及び周防灘 (ホ) の年間平均値				0.014	0.015	0.014	0.014	0.018



北九州地先海域の水質測定地点図

(ウ) 筑前海の水質の推移
COD (75%値: mg/L)

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
筑前海水域 (遠賀川河口沖)	St-1	A	2	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8
筑前海水域 (博多湾口沖)	St-2	A	2	0.7	0.6	0.5	0.7	0.7
環境基準達成率 (%)				100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				(2/2)	(2/2)	(2/2)	(2/2)	(2/2)



筑前海の水質測定地点図

(エ) 博多湾の水質の推移

(A) COD (75%値: mg/L)

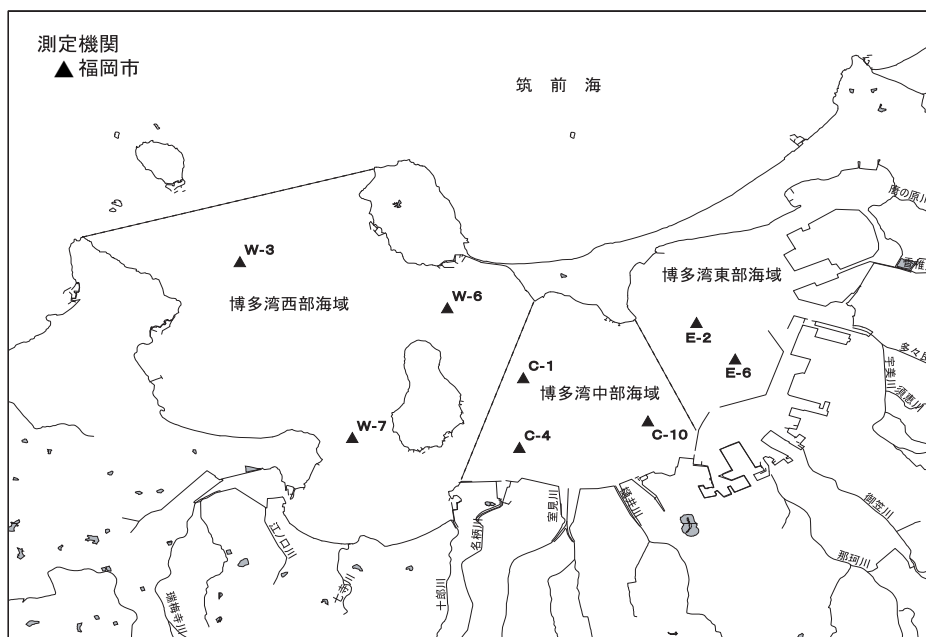
水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
博多湾東部海域	E-2	B	3	3.0	3.0	3.6	3.2	3.3
博多湾東部海域	E-6	B	3	3.2	3.4	3.6	2.9	3.2
博多湾中部海域	C-1	A	2	2.4	2.3	2.6	2.6	2.5
博多湾中部海域	C-4	A	2	2.5	2.7	3.0	3.0	2.6
博多湾中部海域	C-10	A	2	2.6	3.0	2.8	2.7	2.8
博多湾西部海域	W-3	A	2	0.8	1.4	1.5	1.3	1.4
博多湾西部海域	W-6	A	2	2.0	2.1	1.9	2.2	2.0
博多湾西部海域	W-7	A	2	1.9	2.0	2.1	2.1	2.2
環境基準達成率 (%)				50.0	37.5	25.0	25.0	25.0
				(4/8)	(3/8)	(2/8)	(2/8)	(2/8)

(B) 全窒素 (年間平均値: mg/L)

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
博多湾東部海域	E-2	III	0.6	0.55	0.56	0.57	0.72	0.58
博多湾東部海域	E-6	III	0.6	0.56	0.63	0.55	0.67	0.62
東部海域の年間平均値				0.56	0.60	0.56	0.70	0.60
博多湾中部海域	C-1	III	0.6	0.32	0.36	0.38	0.42	0.41
博多湾中部海域	C-4	III	0.6	0.38	0.42	0.40	0.52	0.48
博多湾中部海域	C-10	III	0.6	0.49	0.44	0.44	0.53	0.52
中部海域の年間平均値				0.40	0.41	0.41	0.49	0.47
博多湾西部海域	W-3	II	0.3	0.14	0.15	0.14	0.14	0.14
博多湾西部海域	W-6	II	0.3	0.27	0.29	0.26	0.34	0.32
博多湾西部海域	W-7	II	0.3	0.27	0.30	0.31	0.35	0.38
西部海域の年間平均値				0.23	0.25	0.24	0.28	0.28

(C) 全リン (年間平均値: mg/L)

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
博多湾東部海域	E-2	III	0.05	0.034	0.029	0.029	0.031	0.026
博多湾東部海域	E-6	III	0.05	0.035	0.038	0.031	0.033	0.030
東部海域の年間平均値				0.035	0.034	0.030	0.032	0.028
博多湾中部海域	C-1	III	0.05	0.019	0.020	0.020	0.023	0.021
博多湾中部海域	C-4	III	0.05	0.025	0.022	0.022	0.026	0.025
博多湾中部海域	C-10	III	0.05	0.028	0.026	0.025	0.027	0.027
中部海域の年間平均値				0.024	0.023	0.022	0.025	0.024
博多湾西部海域	W-3	II	0.03	0.012	0.012	0.011	0.013	0.013
博多湾西部海域	W-6	II	0.03	0.019	0.017	0.016	0.021	0.018
博多湾西部海域	W-7	II	0.03	0.022	0.019	0.019	0.023	0.022
西部海域の年間平均値				0.018	0.016	0.015	0.019	0.018



博多湾水質測定地点図

(オ) 有明海の水質の推移

(A) COD (75%値: mg/L)

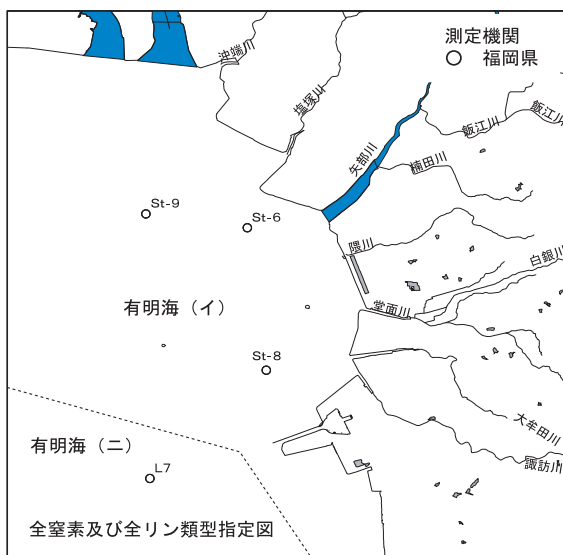
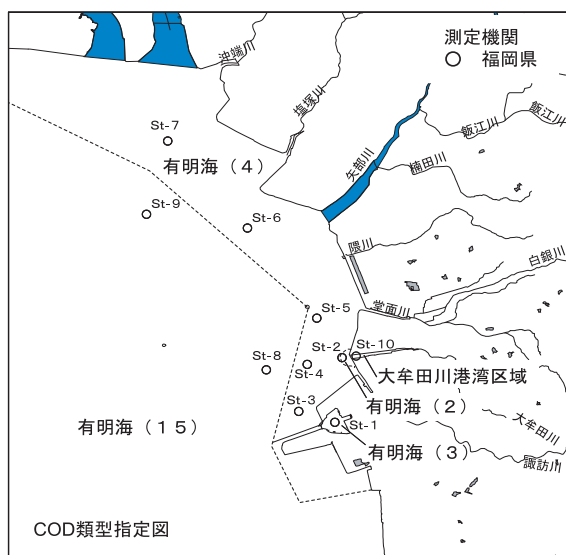
水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
有明海 (3) (三池港)	St-1	C	8	1.1	1.3	1.0	1.1	1.1
有明海 (2) (大牟田川河口沖)	St-2	C	8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4
有明海 (4) (沿岸部)	St-3	B	3	1.1	1.3	1.3	1.3	1.3
有明海 (4) (沿岸部)	St-4	B	3	1.2	1.3	1.2	1.5	1.3
有明海 (4) (沿岸部)	St-5	B	3	1.0	1.7	1.2	1.6	1.5
有明海 (4) (沿岸部)	St-6	B	3	1.1	1.8	1.5	1.9	1.8
有明海 (4) (沿岸部)	St-7	B	3	1.4	2.0	1.7	2.1	2.1
有明海 (15) (中央部)	St-8	A	2	1.0	1.5	1.4	1.7	1.5
有明海 (15) (中央部)	St-9	A	2	1.4	2.0	1.6	2.0	1.6
大牟田川港湾区域	St-10	C	8	2.6	2.7	2.7	2.7	2.5
環境基準達成率 (%)				100.0 (10/10)	100.0 (10/10)	100.0 (10/10)	100.0 (10/10)	100.0 (10/10)

(B) 全窒素 (年間平均値: mg/L)

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
有明海 (イ)	St-6	III	0.6	0.31	0.27	0.32	0.33	0.44
有明海 (イ)	St-8	III	0.6	0.24	0.21	0.28	0.25	0.27
有明海 (イ)	St-9	III	0.6	0.31	0.37	0.36	0.37	0.42
有明海 (イ) (湾奥部) の年間平均値				0.29	0.28	0.32	0.32	0.38
有明海 (ニ)	L7	II	0.3	0.23	0.17	0.23	0.23	0.24
有明海 (ニ) (湾中央) の年間平均値				0.23	0.17	0.23	0.23	0.24

(C) 全リン (年間平均値: mg/L)

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
有明海 (イ)	St-6	III	0.05	0.055	0.057	0.069	0.055	0.074
有明海 (イ)	St-8	III	0.05	0.041	0.046	0.052	0.038	0.043
有明海 (イ)	St-9	III	0.05	0.064	0.084	0.081	0.062	0.075
有明海 (イ) (湾奥部) の年間平均値				0.053	0.062	0.067	0.052	0.064
有明海 (ニ)	L7	II	0.03	0.040	0.038	0.042	0.029	0.037
有明海 (ニ) (湾中央) の年間平均値				0.040	0.038	0.042	0.029	0.037



有明海水質測定地点図

(カ) 唐津湾の水質の推移

(A) COD (75%値 : mg/L)

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
唐津湾 (1)	K-1	A	2	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6
唐津湾 (1)	K-2	A	2	0.7	0.6	<0.5	0.6	0.5
唐津湾 (1)	K-3	A	2	0.6	0.5	0.5	0.7	0.6
環境基準達成率 (%)				100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				(3/3)	(3/3)	(3/3)	(3/3)	(3/3)

(B) 全窒素 (年間平均値 : mg/L)

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
唐津湾 (1)	K-1	II	0.3	0.14	0.12	0.17	0.19	0.18
唐津湾 (1)	K-2	II	0.3	0.11	0.10	0.13	0.14	0.11
唐津湾 (1)	K-3	II	0.3	0.11	0.09	0.16	0.18	0.17
唐津湾 (1) の年間平均値				0.12	0.10	0.15	0.17	0.15

(C) 全リン (年間平均値 : mg/L)

水域名	地点名	類型	基準値	年 度				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
唐津湾 (1)	K-1	II	0.03	0.020	0.014	0.013	0.020	0.022
唐津湾 (1)	K-2	II	0.03	0.015	0.010	0.018	0.012	0.014
唐津湾 (1)	K-3	II	0.03	0.015	0.009	0.014	0.014	0.019
唐津湾 (1) の年間平均値				0.017	0.011	0.015	0.015	0.018



唐津湾水質測定地点図

Ⅷ-7 下水道事業執行体制

【県庁ほか】

	部局名	課(室)名	係名	代表電話(内線)	電話(直通)	FAX	電子メールアドレス	備考
県庁	福岡県 建築都市部	〒 812-8577	福岡市博多区東公園7-7					
		下水道課	管理係	092-651-1111 (4724)	092-643-3727	092-632-6103	gesuido@pref.fukuoka.lg.jp	
			公共下水道係	092-651-1111 (4725)	092-643-3728			
			流域下水道係	092-651-1111 (4726,4727)	092-643-3763			
出先	流域下水道 事務所	〒 816-0943	大野城市大字白木原3-5-25 (筑紫総合庁舎)					
		庶務課		092-513-5590	(510,511,512)	092-502-2060	ryuikigesuidou@pref.fukuoka.lg.jp	
		工務課		092-513-5591	(520,521,522)			
		設備課		092-513-5592	(530,531,532,533)			
	北九州県土整備 事務所	〒 807-0831	北九州市八幡西区則松3-7-1 (八幡総合庁舎)					
		都市施設整備課		093-691-2761	093-691-2781	093-692-9479	kitakyu-pw@pref.fukuoka.lg.jp	
	八女県土整備 事務所	〒 834-0063	八女市大字本村25 (八女総合庁舎)					
		都市施設整備課		0943-22-6982	0943-22-6991	0943-23-7722	yame-pw@pref.fukuoka.lg.jp	
	南筑後県土整備 事務所	〒 836-0034	大牟田市小浜町24-1(大牟田総合庁舎)					
		都市施設整備課		0944-41-5112	0944-41-5119	0944-41-5120	nanchiku-ld@pref.fukuoka.lg.jp	
	直方県土整備 事務所	〒 822-0025	直方市日吉町9-10 (直方総合庁舎)					
		都市施設整備課		0949-23-3111	0949-22-5650	0949-22-5644	noogata-pw@pref.fukuoka.lg.jp	
(公財)福岡県下 水道管理セン ター	〒 812-0893	福岡市博多区那珂4-5-1						
	御笠川浄化センター		092-451-4911		092-451-4946	mikasa@fukuoka-spc.or.jp		
	〒 811-2313	糟屋郡粕屋町大字江辻705						
	多々良川浄化センター		092-939-3413		092-939-3415	tatara@fukuoka-spc.or.jp		
	〒 838-0102	小郡市津古153-1						
	宝満川浄化センター		0942-75-1400		0942-75-1005	houman@fukuoka-spc.or.jp		
	〒 838-0137	小郡市福童1421						
	福童浄化センター		0942-72-1721		0942-72-1723	fukudou@fukuoka-spc.or.jp		
	〒 809-0002	中間市大字中底井野1278-1						
	遠賀川下流浄化センター		093-246-3763		093-246-3764	ongakaryu@fukuoka-spc.or.jp		
	〒 833-0037	筑後市大字島田754						
	矢部川浄化センター		0942-54-2701		0942-54-2702	yabegawa@fukuoka-spc.or.jp		
〒 822-0031	直方市大字植木4054-2							
遠賀川中流浄化センター		0949-23-3201		0949-23-3202	ongachuryu@fukuoka-spc.or.jp			

【市】

市町村名	部局名	課(室)名	係名	代表電話(内線)	電話(直通)	FAX	電子メールアドレス	備考	
北九州市	上下水道局	〒 803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号							
		下水道計画課	下水道計画係	093-582-2480	093-582-2480	093-582-2533		sui-gesuikakaku@city.kitakyushu.lg.jp	
			企画調整係						
		下水道保全課	保全係	093-582-2426	093-582-2426				sui-gesuihozen@city.kitakyushu.lg.jp
施設強靱化係									
		広域事業課	資産活用係	093-582-3141	093-582-3141	093-582-2088	sui-kouiki@city.kitakyushu.lg.jp		
福岡市	道路下水道局 計画部	〒 810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1							
		下水道企画課	企画係	092-711-4111(3071)	092-711-4428	092-733-5533		gesuikakaku.RSB@city.fukuoka.lg.jp	
			事業計画係	092-711-4111(3072)					
			技術係	092-711-4111(3073)					
		下水道計画課	計画係	092-711-4111(6081)	092-711-4515	092-733-5533		gesuikakaku.RSB@city.fukuoka.lg.jp	
			資源活用係	092-711-4111(6083)					
下水道主要施設再構築担当	092-711-4111(6083)								
大牟田市	企業局	〒 836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地							
		下水道課	管理担当	0944-41-2222(4251,4254)	0944-41-2844	0944-41-2842		gesuidou01@city.omuta.lg.jp	
			建設担当	0944-41-2222(4252,4253)					
			計画担当	0944-41-2222(4262)					
		施設課	施設(下水)担当	0944-41-2222(4273)	0944-41-2850			sisetu01@city.omuta.lg.jp	
水質担当	0944-41-2222(4274)								
久留米市	上下水道部	〒 839-8501 久留米市合川町2190番地3							
		総務		0942-30-8500 (212,216)	0942-30-8504	0942-30-8570		jyogesui@city.kurume.lg.jp	
		下水道整備課	管渠	0942-30-8500(277,278)	0942-30-9079	0942-38-2694		gesuiken@city.kurume.lg.jp	
			計画	0942-30-8500(275)					
			維持	0942-30-8500(273)					
			ストックマネジメント	0942-30-8500(281)					
		営業管理課	営業・管理	0942-30-8500(231,233)	0942-30-9078	0942-38-2694		eigyokan@city.kurume.lg.jp	
		給排水設備課	浄化槽・排水	0942-30-8500(249,246)	0942-30-9237	0942-38-2694		suidokyu@city.kurume.lg.jp	
		下水道施設課	中央浄化センター	0942-39-1155	0942-39-1155	0942-39-1155		gesuichu@city.kurume.lg.jp	
			南部浄化センター	0942-26-2111	0942-26-2111	0942-26-2111		gesuinan@city.kurume.lg.jp	
直方市	上下水道・環境部	〒 822-8501 直方市殿町7番1号							
		下水道課	建設係		0949-25-2203	0949-28-2605		r-gesuido@city.nogata.fukuoka.jp	
			下水道庶務係		0949-25-2202				
維持係			0949-25-2199						
飯塚市	企業局	〒 820-8605 飯塚市 忠康523							
		企業管理課	総務係	0948-22-0380(2251,2255)	0948-96-8693	0948-29-8772		kigyokanri@city.iizuka.lg.jp	
			財務係	0948-22-0380 (2252,2253)	0948-96-8694				
			業務係	0948-22-0380 (2256)	0948-96-8695				
		下水道課	管理係	0948-22-0380(2241,2242)	0948-96-8690			gesui@city.iizuka.lg.jp	
			建設係	0948-22-0380(2243)	0948-96-8691				
			施設係	0948-22-0380(2244)	0948-96-8692				
終末処理場			0948-23-6029	0948-23-6029					
柳川市	上下水道課	〒 832-8601 柳川市本町87番地1							
		庶務経理係	0944-73-8111(8585)	0944-77-8585	0944-74-2276		gesuido@city.yanagawa.lg.jp		
下水道工務係	0944-73-8111(8582,8583)	0944-77-8583							
八女市	建設経済部	〒 834-8585 八女市本町647							
		上下水道局	下水道総務係	0943-23-1111(353,354)	0943-23-1148	0943-23-7031		gesuido@city.yame.lg.jp	
下水道工務係	0943-23-1111(351,352)		0943-23-1670						
筑後市	建設経済部	〒 833-8601 筑後市大字山ノ井898番地							
		上下水道課	下水道庶務担当	0942-53-4111(190,192)	0942-65-7036	0942-52-1141	gesui@city.chikugo.lg.jp		
下水道工務担当	0942-53-4111(252,253)		0942-65-7037	0942-53-4247					
大川市	上下水道課	〒 831-8601 福岡県大川市大字酒見256-1							
		下水道庶務係	下水道庶務係	0944-87-2101(456)	0944-85-7019	0944-87-2108		okwg-syomu_k@city.okawa.lg.jp	
下水道工務係	0944-87-2101(417)		0944-85-5548	okwg-sisetu_k@city.okawa.lg.jp					
行橋市	環境水道部	〒 824-8601 行橋市中央一丁目1番1号							
		下水道課	下水道係	0930-25-1111(1273,1274)	0930-26-2076	0930-25-5340		gesui@city.yukuhashi.lg.jp	
			管理係	0930-25-1111(1271,1272)					
処理場係									
豊前市	産業建設部	〒 828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地							
		上下水道課	業務係	0979-82-1111(1254)	0979-82-8025	0979-83-2560		suidou-gyomu@city.buzen.lg.jp	
			工務係	0979-82-1111(1127,1128,1256)	0979-82-8026			suidou-koumu@city.buzen.lg.jp	
豊前市浄化センター	0979-83-4414			0979-83-4414					

中間市	環境上下水道部	〒 809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号					
		下水道課	計画工務係	093-244-1111	093-246-6256	093-243-1802	gesuidouka@city.nakama.lg.jp
			施設管理係				
小郡市	都市建設部	〒 838-0198 小郡市小郡255番地1					
		下水道課	管理係	0942-72-2111(342,343)	0942-73-9117	0942-73-0571	gesuido@city.ogori.lg.jp
			工務係	0942-72-2111(344,345)			komu@city.ogori.lg.jp
河川治水・建設課	河川治水係	0942-72-2111(372,373)	0942-73-9116		kasen@city.ogori.lg.jp		
筑紫野市	環境経済部	〒 818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号					
		上下水道料金総務課	財務管理担当	092-923-1111	092-923-1111(641)	092-921-1133	w-kanri@city.chikushino.fukuoka.jp
			料金担当	092-923-1111	092-923-7111(643)		
		上下水道工務課	給排水担当	092-923-1111	092-923-1111(667)	092-923-7977	w-koumu@city.chikushino.fukuoka.jp
			水道担当	092-923-1111	092-923-1111(661)		
下水道担当	092-923-1111(664)						
春日市	都市整備部	〒 816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5					
		下水道課	庶務担当	092-584-1111(3402,3412)	092-584-1134	092-584-1143	gesui@city.kasuga.fukuoka.jp
施設担当	092-584-1111(3423,3424)						
大野城市	上下水道局	〒 816-8510 福岡県大野城市曙町2丁目2番1号					
		上下水道工務課	下水道担当	092-501-2211(337)	092-580-1931	092-573-5380	suigesui@city.onojo.fukuoka.jp
			給排水設備担当	092-501-2211(329)	092-580-1922		sisetu@city.onojo.fukuoka.jp
		料金施設課	料金担当	092-501-2211(330)	092-580-1933		
企業総務課	計画・財務担当		092-501-2211(310)	092-580-1921	jyogesui@city.onojo.fukuoka.jp		
宗像市	環境部	〒 811-3431 宗像市田熊1373番地					
		下水道課	管理係	0940-36-4136	0940-36-4136	0940-36-4230	gesui@city.munakata.lg.jp
事業係							
太宰府市	都市整備部	〒 818-0110 福岡県太宰府市御笠5丁目3番1号					
		上下水道施設課	施設係	092-921-2121	092-408-4025	092-921-9009	shisetsu@city.dazaifu.lg.jp
			業務係	092-921-2121			
		上下水道課	経営管理係	092-921-2121	092-408-4024		suidou@city.dazaifu.lg.jp
料金係	092-921-2121						
古賀市	建設産業部	〒 811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号					
		上下水道課	下水道係	092-942-1111(806,808)	092-942-1118	092-941-4046	gesuido@city.fukuoka-koga.lg.jp
			下水道管理係	092-942-1111(806,808)			gesuikanri@city.fukuoka-koga.lg.jp
福津市	都市整備部	〒 811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号					
うきは市	水環境課	上下水道管理係	0940-42-1111(1131,1132,1133)	0940-62-5069	0940-43-9005	gesuido@city.fukutsu.lg.jp	
			0940-42-1111(1134,1135)	0940-62-5068			
			0943-75-3111(241)	0943-75-4983	0943-75-5509	jyougesui@city.ukiha.lg.jp	
宮若市	下水道課	〒 823-0011 福岡県宮若市宮田29番地1					
		下水道係	0949-32-0510	0949-32-3159	0949-32-1041	gesui@city.miyawaka.lg.jp	
管理係	gesuikanri@city.miyawaka.lg.jp						
朝倉市	上下水道課	〒 838-8601 朝倉市菩提寺412番地2					
		下水道工務係	0946-22-1111	0946-24-8856	0946-24-8857	gesui-koumu@city.asakura.lg.jp	
庶務係	0946-22-1122	jyogesui@city.asakura.lg.jp					
みやま市	建設都市部	〒 835-8601 みやま市瀬高町小川5					
		下水道係	0944-63-6111(398)	0944-64-1533	0944-64-1534	gesui1@city.miyama.lg.jp	
糸島市	生活環境部	下水道課	計画施設係	092-323-1111(1736)	092-332-2083	092-329-1127	gesuido@city.itoshima.lg.jp
			建設係	092-323-1111(1732)			
業務課	業務係	092-323-1111(1713)	092-332-2120	092-329-1127	gyomu@city.itoshima.lg.jp		
	経理係	092-323-1111(1712)					
那珂川市	都市整備部	〒 811-1224 那珂川市大字安徳702番地1					
		下水道課	業務担当	092-408-6271		092-953-4563	gesui@city-nakagawa.fukuoka.jp
工務担当	092-408-6273						

【町】

市町村名	部局名	課(室)名	係名	代表電話(内線)	電話(直通)	FAX	電子メールアドレス	備考
宇美町		〒 811-2192 上下水道課	福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号			092-933-7512	jyougesui@town.umi.lg.jp	
			下水道管理係	092-932-1111(552)	092-934-2224			
			業務・浄水施設係	092-932-1111(557)	092-934-2225			
篠栗町		〒 811-2492 上下水道課	福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号			092-947-1127	j-soumu@town.sasaguri.lg.jp	
			総務係	092-947-1111(130)	947-1256			
			業務係	092-947-1111(131)	947-1257		j-gyoumu@town.sasaguri.lg.jp	
志免町		〒 811-2292 上下水道課	福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号			092-935-2423	gyoumu@town.shime.lg.jp	
			業務係	092-935-1001	092-935-1097			
			財務係	092-935-1001	092-935-1089		zaimu@town.shime.lg.jp	
須恵町		〒 811-2193 上下水道課	福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地			092-932-1445	gesui@town.sue.lg.jp	
			下水道係	092-932-1151(265, 266)				
			管理係	092-932-1151(231,232)				
新宮町		〒 811-0192 上下水道課	福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号			092-963-1736	gesui@town.shingu.fukuoka.jp	
			庶務担当	092-962-0231(152,153)				
			下水道担当	092-962-0231(154,156)		gesui@town.shingu.fukuoka.jp		
久山町		〒 811-2592 上下水道課	福岡県糟屋郡久山町大字久原3632			092-976-2463	suidou@town.hisayama.lg.jp gesui@town.hisayama.fukuoka.jp	
			下水道工務係	092-976-1111(532)				
			下水道管理係	092-976-1111(534)				
粕屋町	都市政策部	〒 811-2392 上下水道課	糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号			092-938-0239	gesui@town.kasuya.lg.jp	
			管理係	092-938-2311(452)				
			業務係	092-938-2311(455)				
芦屋町		〒 807-0198 都市整備課	福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号			093-223-3549	suido@town.ashiya.lg.jp	
			下水道係	093-223-0881(185,186,188)				
水巻町		〒 807-8501 下水道課	福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号			093-201-4423	gesui@town.mizumaki.lg.jp	
			管理係	093-201-4321(121,122)				
			工務係	093-201-4321(124,125)				
岡垣町		〒 811-4233 上下水道課	福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号			093-282-1310	jogesui@town.okagaki.lg.jp	
			業務係	093-282-1211(261,262)				
			下水道工務係	093-282-1211(265,266)				
遠賀町		〒 811-4392 都市計画課	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地			093-293-1314	toshikeikaku@town.onga.lg.jp	
			下水道管理係	093-293-1234				
			下水道工務係					
小竹町		〒 820-1192 上下水道課	福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1			0949-62-1945	gesuidou@town.kotake.lg.jp	
			下水道事務係	0949-62-1211(551,552)				
			下水道技術係					
鞍手町		〒 807-1392 上下水道課	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地			0949-42-5693	gesui@town.kurate.lg.jp	
			下水道係	0949-42-2111(255,256)				
筑前町		〒 838-8585 上下水道課	福岡県朝倉郡筑前町新町421番地5			0946-22-3332	gesui@town.chikuzen.lg.jp	
			下水道管理係	0946-42-3111(434)				
			工務係	0946-42-3111(453)	0946-22-3361			
大刀洗町		〒 830-1298 建設課	福岡県三井郡大刀洗町大字富多819番地			0942-77-6204	gesui@town.tachiarai.lg.jp	
広川町		〒 834-0115 環境課	福岡県八女郡広川町大字新代1804-1			0943-32-4287	suidou@town.hirokawa.lg.jp	
			上下水道係	0943-32-1111	0943-32-1138			
苅田町		〒 800-0392 下水道課	福岡県京都府苅田町富久町1丁目19番地1			093-434-1829	gesuidoka@town.kanda.lg.jp	
			業務担当	093-434-1111(240)				
			工務担当	093-434-1111(254)				
			雨水担当	093-434-1111(259)				
			浄化センター担当	093-435-2370	093-435-2370			
みやこ町		〒 824-0892 上下水道課	福岡県京都府みやこ町勝山上田960番地			0930-32-6003	suidou@town.miyako.lg.jp	
			業務係	0930-32-2511(441)				
			工務係	0930-32-2511(444)				
吉富町		〒 871-8585 上下水道課	福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1			0979-24-4074	suidou@town.yoshitomi.lg.jp	
			工務係	0979-24-1122(139)				
			業務係					
築上町		〒 829-0392 上下水道課	築上郡築上町大字権田891番地2			0930-56-1510	gesui@town.chikujo.lg.jp	
基山町 (佐賀県)		〒 841-0204 建設課	佐賀県三養基郡基山町大字宮浦66番地			0942-92-7963	seibi-4@town.kiyama.lg.jp	
			上下水道係	0942-92-2011	0942-92-0741			

Ⅷ－8 福岡県の水道【県土整備部 水資源対策課】

1. 水道整備・管理行政の移管について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)が令和6年4月1日に施行され、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されました。

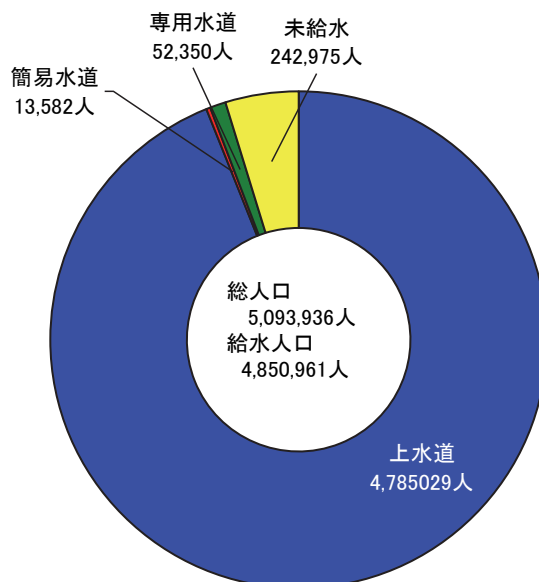
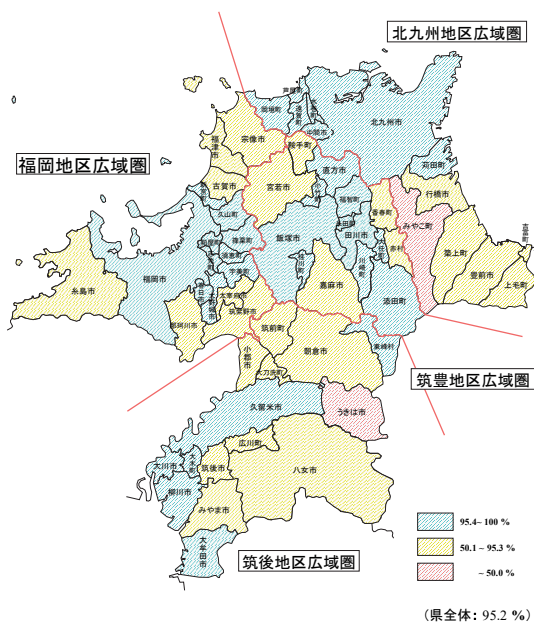
今後は、官民連携や耐震化、災害対応等、上下水道一体での取組を推進する必要があります。

2. 福岡県の普及状況

本県の水道普及率は、令和7年3月末現在で95.2%(総人口5,093千人に対して給水人口4,850千人)となっており、未給水人口は242千人となっています。

また、給水人口の内訳は、上水道が4,785千人(98.7%)と大部分を占めており、次いで専用水道が52千人(1.1%)、簡易水道が13千人(0.3%)となっています。

水道普及率の状況図(令和6年度、市町村別)



3. 「福岡県の水道」の公表について

「福岡県の水道」は、県内の上水道事業等の概況を年度ごとに取りまとめたもので、水道行政運営の基礎資料としての利用をはじめ、関係各方面での利用に供することを目的として、福岡県 HP にて公表しております。詳細は、下記福岡県 HP にてご確認ください。

(福岡県 HP) 福岡県の水道:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/search-1-1581-outline.html>

